

▼日程第1 一般質問

〔松尾文則議長〕 日程第1 これより前日に引き続き、一般質問を行います。11番議員 原田一宏君。

〔11番 原田一宏君〕 皆さんおはようございます。議長より許可を得ましたので、11番 原田一宏、通告に従い一般質問させていただきます。私は、1. 町長の選挙公約（重点政策）について、抜粋してお伺いいたします。質問の前ですが、鷺尾町長ご就任おめでとうございます。また、副町長のポストに新しく太田氏が就任されたということで、円滑な町政運営に期待しておりますのでどうぞよろしくいたします。では質問に入ります。町長選に出馬を表明されてより町長が言われている昨日、一昨日も出ておりましたが、世代を超えて未来に誇れる町へ鷺尾佳英の4つの重点政策という政策の柱があります。討議資料というのがこちらでございますが、それらについて詳細を伺っていきたいと思いますが、今議会の一般質問ではこの重点政策について一般質問初日にも出ましたが、昨日も出ました。重複しての質問もありますので一部抜粋して質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ではまず1番目、安心安全で暮らしやすいまちづくりについて。①生活道路の安全対策、老朽水道管などの計画的更新がありますが、以前より私に取り上げておりました、県道大木有田線と県道有田伊万里線が交差する外尾山交差点の安全対策、現在でも朝夕の時間帯によっては100m以上の渋滞が発生していること。特に朝の子どもの登校時には車両の右折時の交通渋滞の危険度が増すということも事実であります。さらに現在造成中であります町道南原原宿線の開通で交通量の増加も十分に考えられ生活道路としての安全対策は急務と考える次第です。安全対策として県道ではありますが、交差点の形状の問題や信号の問題など、町としてどのように対応していくか、県への要望を含めてどのように考えているかお伺いいたします。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えいたします。外尾山交差点は南北に県道大木有田線、東西に県道伊万里有田線が交差し、さらに町道も加えました変則的な六差路の交差点になっております。道路が入り乱れている上に交差する道路が斜めになっており、交差点内がX型で広い形状になっております。一般的に斜めに交差する広い交差点では車で右折する時に対向車や歩行者の見落とし、左折する時にはバイクや自転車の巻き込みなど運転には注意が必要な構造と言われております。歩行者にとっても横断歩道の距離が長く、道路上を歩く時間が必然的に長くなるため車と接触する交通事故に遭う危険性が高くなります。また、車も歩行者も赤信号に変わりそうな時に交差点や横断歩

道を最短距離で通ろうとする近道反応で信号無視や無理な横断が起きやすくなります。この交差点における人身交通事故の発生件数を警察の方に確認しましたところ、過去5年間2021年の5月から2026年4月末までで2件発生しているということでした。1件は車と車、もう1件が車と歩行者ということでした。佐賀県内では交通事故が多いと言われている交差点では年間に7～8件起きているそうです。それと比較すると少ないとも思えますけれども、これは日頃から朝夕の登下校時など、子どもたちの安全安心を見守り、交通安全の啓発活動を行っていただいている地域の方々のご尽力もあつてのことだろうと思っております。現在、施工中の町道南原原宿線が供用開始になりますと、外尾山交差点を利用する車も増えることが見込まれ、交差点の朝夕の渋滞と交通安全上の問題から以前より交差点の改良を望む声を頂いております。道路管理者であります県に対して町としても優先順位度が高い要望ですと、これまでも伝えているところではあります。ただし、県の方としては、県が計画決定した都市計画道路の交差点であるため、交差点改良を県が行うとしても軽微な改良にはならず都市計画道路の見直し変更の必要性など県の事業化へのハードルが高く、時間を要することが想定されます。引き続き、県に交差点改良をお願いしていくこととしておりますけれども、現在の交差点の状況で別途車や歩行者に対して交通安全、交通事故防止の注意喚起を行うなどの交通安全対策についてできることを町の交通安全担当や警察など関係機関と協議考えていきたいと考えているところです。

〔11番 原田一宏君〕渋滞緩和に関してですね、交差点の信号に右折の矢印信号の設置や信号のタイムラグ機能を付けるなどの案もあると思います。以前質問した後に県より交通量調査が行われておりました。その調査結果として県道有田伊万里線、通称産業道路、セラミックロードですかね、有田中心部では渋滞していても信号の切り替わりで約100m進むというものでした。右折車両が数台駅方面にきた場合ですね、右折車両が数台重なった場合はそうとも限りません。そこで信号のタイムラグ装置を設置して期間限定の調査等を行って効果を今後の対応の参考にするという提案をしたいと思いますが、この提案についてどうでしょう、どのようにお考えになりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。交差点で右折車両をスムーズに通行させるために対抗する車の一方だけ信号が切り替わる時間が違う時差式信号があります。これは対抗する車の信号が先に赤に変わり、もう一方の方向の青信号が長く表示されるので対向車がいなくなり右折がしやすくなるというものです。ただし、この十字路の交差点では逆に事故を誘発する可能性があるとも言わ

れております。これは信号が早く赤に切り替わる方から進行してきた車が交差点内で右折待ちで待っていた場合、逆に対向車の方は青の時間が長いので直進がずっと来るということは右折ができない状態で交差点内に残る羽目になったり、対向車も赤だろうと思って右折を始めたところ対向車は青信号が長くなっているの逆で衝突する恐れがある。清六方面から来る車の右折の渋滞の問題がありますけれども、外尾町方面から来る車が交差点内で赤坂の方面に右折をしようとした場合に交差点内で待っていると、右折待ちをしているとその車が、そういった時に対向の清六から来る、信号はずっと青が長いので逆に交差点内で右折ができにくくなる。右折をしようとしたときに清六側から来る車の信号が青が長いので、赤になっていると思って通ると清六から来る車と衝突してしまう恐れがあると。ちょっとわかりにくいかも。

〔11番 原田一宏君〕 課長その件、ちょっと後でゆっくり考えます。今頭の中で整理して、うーんなんかちょっとおかしいという、たぶん皆さんもそう思っているかもしれませんので後でゆっくり。

〔丸田建設課長〕 そういう心配があるということで、警察の方では十字路の交差点で時差式信号というのは難しく。三差路の交差点では考えられるかもしれないという話もありました。ただですね、対向する両方が同じ時間で青信号を長くすることは考えられるかもしれないということでした。これが外尾町から来る車の方が早く途切れた場合に清六方面から来る車が右折ができると。今の青信号の時間がもう少し長くなれば、長くなって外尾町方面からの車が直進車が早めに途切れることが、途切れればですね、右折ができるというふうなことは考えられるかもしれないということで警察の方にはそういったことがちょっとできないかということでちょっと相談はしていきたいというふうに考えているところです。

〔11番 原田一宏君〕 頭の中で整理をしまして、相談要望できるところはしていきたいと思っておりますので、一般質問ではちょっと時間も限られておりますので、後でゆっくり話していきたいと思います。それでは次に1番の2番目ですけども、内山地区を含めた無電柱化、下水道工事や老朽水道管布設替えに伴う道路の凹凸、でこぼこ対策についてですが、まず、内山地区の無電柱化に伴う道路の凹凸について、対応と今後の予定はどのようなになっているかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えします。まず道路を掘削した後の舗装工事ということでちょっと説明いたしますけれども、道路の下に管路を入れるなどの舗装掘削工事を行った場合は一旦通行可能な状態に戻すため簡易的に埋め戻す仮舗装が行われます。掘削埋め戻しを行った直後の地盤はどうして

も緩いため、ここから一定の自然転圧期間を設ける必要があります。この期間に埋め戻した地盤が通行車両などによって、しめ固まって安定した後で最後に本舗装を行い掘削工事前の状態またはそれ以上の状態に戻すという工事が行われます。この最後まで工程を道路の掘削工事を行った原因者が行うこととなっております。現在行われております内山地区の無電柱化工事に伴い県道の掘削工事が行われておりますけれども、路面がまだ仮舗装でツギハギでデコボコしている状態があります。無電柱化の工事が完了するまでの間、仮舗装の箇所については県の方で年次計画により可能な区間から本舗装の仕上げ工事を行うよう予定されております。本舗装の工事が終わるまでは地域の方々、通行される方々にはご不便をおかけしますがご理解をいただきたいと思いますと思っております。

〔11番 原田一宏君〕次ですね、老朽水道管など計画的更新の施策が挙げられておりますが、これは下水道工事や老朽水道管布設替えに伴う道路の凹凸対策ということでお伺いします。町内各所において下水道工事や老朽水道管布設替工事後の道路について継ぎ目の段差や舗装面の凹凸が見受けられる箇所があります。特に高齢者や自動車利用者にとっては転倒の危険性もあり、住民から不安の声が寄せられており、デコボコはいつよくなるのかと尋ねられますのでいくつかお伺いをいたします。まず1つ目で道路補修についてはどのような基準で施工管理を行っているのかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕上下水道課長。

〔井筒上下水道課長〕上下水道課所管の工事に伴う道路の補修のどのような施工管理基準でやっているのかというお話だと思います。先ほど建設課長から答弁がありましており、道路の補修というのは同様のやり方でやっております。公共下水道事業、農業集落排水事業による公共下水道管の布設、また老朽水道管の布設替えに伴う工事につきましても一旦埋設した後、仮舗装を行って路面の沈下具合を確認したあと、確認する期間、養生期間といいますけれども、養生期間を設けた後に本舗装を行うという状況にしております。水道管の老朽替え、布設替えでありますとか、公共下水道の布設というのは、一応交付金事業でございますので、本舗装の復旧につきましても、交付金事業で認められた範囲を復旧していくという状況になります。また一方で補助事業ではございませんけれども、新築住宅でございますとか、自身の排水を公共下水道につないで頂く時に、こちらで民地側の方に繋いで頂くための公共柵を設置したりします。また水道というのは年間百程度漏水があるんですけれども、そういったところで修繕工事、道路を掘削する修繕工事というのがございます。これにつきましても同様に一定のやはり養生期間を設けないと路面の沈下とい

うのはわかりませんので、一定の養生期間を設けて本舗装の復旧をするということになります。ただしこれは単独事業でございますので、掘削した道路の影響範囲というのを考慮して本舗装する範囲を決めていくという状況でやっております。本舗装の復旧につきましては、大体年に1回もしくは2回程度やっておりますので、施工管理といいますと一旦仮舗装をやって路面沈下の具合を確認し、本舗装をやる形での施工管理になろうかと思えます。

〔11番 原田一宏君〕 今、課長言われました路面沈下の状況を見てとおっしゃいましたけども、その点検というのは毎月行っているのか、定期的に、そこらへんはどのようになっていますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 上下水道課長。

〔井筒上下水道課長〕 道路点検というのは当然上下水道課ではございませんのでやりませんけれども、基本、先ほど申しましたとおり漏水箇所というのは年間百箇所近くございます。そのうち道路掘削が何か所あるかというのは厳密に把握しておりませんが、その都度、都度、都度現場に行きながら該当箇所については一緒に確認をやっている状況です。それとは別にですね、道路管理ではないんですけれども、道路にマンホールを設置しておりますので、マンホールについては使用管路、下水の使用管路については点検をやっております。その際、マンホールと道路に高さが生じていないかという点検はやっているところでございます。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 建設課の方からお答えいたします。道路の掘削工事は個人の家の給水管の引き込み工事など、民間の工事でも行われております。建設課は町道の管理者として掘削を行う原因者に対して町道の掘削を行ったあと、本舗装の仕上げ工事完了後にも完了の報告を求めています。適切な埋め戻し、仮舗装を行って十分な自然転圧期間を設け、地盤がしめ固まって安定した後に本舗装を行うという適切な工程を踏まれているのであれば基本的には掘削工事が原因で工事完了後に大きく道路がデコボコになることはないかと思われます。町道管理者としては一般的な道路パトロールは行っております。ただ、町道の掘削工事が行われて最終的な本舗装が行われた箇所については特段定期的な点検までは行ってはおりません。

〔11番 原田一宏君〕 この道路のデコボコに対して、やはり町民さんから苦情というものが私たちにも伝わってきますし、当然役場の方にも伝わってくるかと思えますけども、その対応と今後重複になりますけれども道路の整備の予定というものに対してお伺いをしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 上下水道課長。

〔井筒上下水道課長〕 苦情の対応ということでございます。先ほど建設課長からございましたとおり、道路管理者というのが国道、県道、町道、それぞれ道路管理者というのが設置されております。上下水道課の工事、下水道工事であったり、上水工事になりますけれども、それが原因で道路の陥没といいますか、デコボコ等が発生した場合、そういうのは当然原因者責任になりますので、上下水道課の方で復旧を行うということになります。また道路の整備予定というお話でございましたけれども、基本上下水道課では道路整備を行う予定は当然ござしません。先ほど申しましたとおり道路には国道、県道、町道、それぞれ管理者がございまして、その管理者のあらゆる案件を考えられて道路整備計画というのを当然設置される、整備されると思いますので、その中で道路整備はされるものだと考えております。また、上下水道課で頂いております上下水道料金というのは道路の維持ではなく、あくまでも上水道、下水道の維持費のために料金を頂いているところでございますので、上下水道課の範疇を超える道路整備という形では当然実施はしないという状況になります。ただし先ほど申しましたとおり道路管理者、それぞれの道路管理者からこちら側の上下水道管理者に対してこちら側の工事が原因で道路が荒れていると、そういった申し出がございました時とか、苦情があったときですけれども、その原因を特定してこちら側の理由で道路が荒れているということになれば当然上下水道課の方で繰り返しになりますけれども原因者責任として復旧を行うという状況になります。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 建設課の方からも答弁いたします。仮舗装の状態というものは一時的な応急措置であるため、多少デコボコが生じるということも容認していただく範囲では、レベルではあるのかなと思っているんですけども、ただし安全な通行に支障があるレベルでデコボコになっているのであれば当然対応は必要だと思いますので、そういう場所が確認された場合はご連絡をいただければと思っております。掘削工事に限らずですね、舗装の経年劣化や大型車両の通行の負荷などでデコボコになる原因もあると思います。道路の異常が発見された場合は町の方も道路パトロールを行っておりますけれども、道路利用者の皆様からご連絡をいただければその都度原因の確認と対応を行っていきたいと思っております。

〔11番 原田一宏君〕 簡単に言えばですよ、下水道工事や老朽管、老朽水道管の布設工事が終わりました。そして埋め戻しと仮舗装をしました。その後、完成直後の約数ヶ月後、期間をおいて沈下が出たと。一定期間様子を見ました。沈下が出た場合は道路が落ち着いてきたので部分的に本舗装をするという考えでよろしいですかね。

〔松尾文則議長〕 上下水道課長。

〔井筒上下水道課長〕 おっしゃるとおりですけれども、ちょっと部分的といいますか、影響範囲ということになります。先ほど言いましたとおり補助事業、交付金事業につきましては、きちんと補助事業で定められた範囲がございますので、まずは布設替えの場合はある程度の延長がございますので、例えば2車線の道路であれば片側半分程度が影響範囲となりますので、その範囲を舗装しなおしたい、小規模な漏水工事等でありましたら、先ほど言いましたとおり、養生期間を設けて影響範囲を舗装をしていくという状況になります。

〔11番 原田一宏君〕 初めに申しましたけども道路の凹凸、町道、県道、国道と所管するところは違いますけどもいずれも道路というのは生活道路でございますので、県、国への要望を含めて対応のほどよろしく申し上げます。ちなみにですね、町内で一番デコボコしているところ、私の感覚ではですね、武雄方面から国道35号を有田町に入って泉山ですね、信号から100mくらいの間が一番ガタガタガタガタすると思いますので、町の方から国道事務所へ対応のほどをよろしく願いして、次の質問にいきます。次ですね、②番目として、消防団への支援強化、団員確保と装備品の充実ですが、消防団員の減少は多くの自治体が直面している重要課題で、地域防災力の低下につながる案件でもあります。消防団はご存じのとおり、火災のみならず豪雨災害や行方不明者捜索など住民の生命と財産を守る重要な役割を持っております。そこで本町における消防団員数の推移はどのようになっておりますでしょうかお伺いします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 現在の有田町消防団員の条例定数は450人です。団員の減少に伴い、令和7年度より500人から450人に改正をしております。過去10年間の推移を見ますと平成29年度が全体で516人、令和8年度が404人でマイナス112人、31.6%の減少となっております。

〔11番 原田一宏君〕 今、平成29年から令和8年まで112人の減少と言われましたけれども、減少の要因というものをどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 要因としましては、全国同じだと思いますけれども、人口の減少や少子高齢化、就業構造の変化、それから地域社会への帰属意識の希薄化等が上げられます。

〔11番 原田一宏君〕 ちょっと1個飛ばしましたけれども、今、団員が減っていると言われましたけれども、充足数に足りていないようですが、特に不足しているようなところというのは把握は

されておりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 第1分団から第4分団までございますけれども、そのうち第1分団が87人から45人に42人の減少、減少率はマイナス48.3%です。この第1分団のうち第3部が23人から6人となっており17人の減少、減少率は74%、次に同じく第1分団の第1部が14人から5人でマイナス9人、60%の減少となっております。

〔11番 原田一宏君〕 今、1分団について言われましたけれども、私の所属していたところは2分団ですけれども、やはり30名近くいたのが今13と聞きますので、やっぱり半分近くは減っているのではないかと思いますので、今後の対応ということで団員確保策や地域防災力の向上維持に向けた取り組みについて町長のお考えをお聞きしたいと思いますが。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 それではまず私の方から団員確保策等について答弁をさせていただきます。これまでの取り組みとして、令和7年度から団員の年額報酬及び出動手当の引き上げを実施しています。また、消防団員確保事業でケーブルテレビでのCM放送やステッカーの掲示など団員募集のための広報を実施しているところです。ただ、今後5年間でさらに45人が定年を迎え大幅な減少となる見込みであるため、現在消防団の幹部会等では退団者の減少に歯止めをかけるため、定年廃止に向けた協議が行われております。要望が出された場合には地域防災力の維持、向上のため、早急な検討が必要と考えているところです。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔鷲尾町長〕 人口減少また働き方の変化により団員の確保が非常に難しくなっております。今、総務課長から答弁がありましたように、現在、経験豊富な団員に引き続き活躍していただくために、消防団の定年廃止が検討をされているということです。今後、団の本部と協議をしながら無理のない運営体制を整えていければというふうに思っております。また、これは強制はできませんけれども町の職員の消防団の加入促進をしていきたいなというふうにも思っております。原因の一つに地域社会への帰属意識の希薄化という課題も出されておりますけれども、職員にはやはり地域に溶け込んでもらいたいという思いもありますので、加入促進に取り組んでいければなというふうには思っております。以上になります。

〔11番 原田一宏君〕 以前より職員の団加入ということはちょこちょこ質問して要望しておりましたが、何名か入っていらっしゃるということで、確認はしておりませんが、イレブン

さんで今新入団員の訓練等が流れておりましたけども、職員さんが居たのかなという感じで見てはおりましたけども、一応、団員の減少というのはやっぱり地域防災力の減少にも繋がりますのでその辺はよろしく願いをいたします。続きまして、装備品の充実という点ですが、ここでは林野火災に伴う装備の充実と水利確保の、および整備についてをお伺いいたします。2016年では糸魚川の大火災、昨年は佐賀関の大規模火災、昨日7番議員さんも言われておりましたが、佐賀関火災では飛び火による延焼が拡大したようです。また、焼け止まりは燃えにくい素材の家屋や空き地の存在とも言われておりました。同じく昨年、岩手県大槌町や岡山県岡山市での大規模山林火災が発生しましたが、今年になって被害が大きかったのは岩手県大津市の林野火災、小槌地区と吉里吉里地区という2箇所から炎が上がったという火災でした。発生した林野火災のうち原因が明らかなものについてみれば、焚火が32.5%で最も多く、次いで火入れ、放火疑い含む、たばことなっています。我が国の林野火災はその多くが人間の不注意などによるものとなっております。本町においても山林を有しており、過去30年ほど前ですかね、旧有田町でも大規模山林火災が発生しており、消防団員の果たす役割は非常に重要であります。しかしながら林野火災は通常火災と異なり長時間活動や急斜面での作業など危険性が高く団員の安全確保が課題となってきます。そこで林野火災に必要な防火衣、防塵マスク、背負い式消火水囊など、装備状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕お答えいたします。防火衣は、各機械班にそれぞれ3着配備をしております。防塵マスクの配備は今のところございません。背負い式消火水囊は令和6年度に10基購入をしたところです。そのほか連絡手段の確保として各部へトランシーバー90台を配備し、情報伝達手段の充実を図っているところです。ただ、このトランシーバーは現在、機器は老朽化により更新が必要な時期に来ているため、コミュニティ助成等事業等を活用しながら更新を行っていくこととしています。

〔11番 原田一宏君〕耐熱性や機能性を兼ね備えた装備の新設、新しいものですね。今、言われたようなトランシーバーの更新とかの計画はありますか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕今のところ具体的な計画はございませんが、必要に応じて対応が必要かと考えております。

〔11番 原田一宏君〕やはり通常火災と違って、林野火災の場合は下と上とかそういう感じでなか

なか連絡も取りにくいし、その３０年前の山林火災ではですね、外尾町側の山の中腹にポンプが上げてありました。今使っているようなポンプですけども、それは西地区の消防団の方が上げていらっしやいましたけども、やはりそこまで上げるとなるとやっぱり人も必要ということで団員の確保も必要となってきますので対応のほどよろしく願いいたします。続きまして、また以前もお伺い、何年前かな、しましたけども。防火用水や火災に対する水利の確保という点で、昨日７番議員さんの質問で内山地区の設置状況を聞かれておりましたけど、町全体として防火用水、消火栓の設置状況はどのようになっていますでしょうか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕まず消火栓ですが、東地区に１８４、西地区に１３４、合計３１８基を設置しています。次に防火水槽は、東地区に５２、西地区に５７、合計１０９箇所に設置しており、水利確保の基準はおおむね満たしていると考えているところです。ただ、これらの公設水利においては、基本的に住宅地等を中心に整備をされているため、山間部の消防用水となりますと山谷牧の山中に１箇所、有田ダムの上流に林野火災用の防火水槽が３箇所のみの設置となっております。それから林野火災時には防災ヘリコプターも使われることがございますけれども、この防災ヘリコプターによる消火のための取水はダムや有田川を候補地としているところです。

〔１１番 原田一宏君〕林野火災などの大規模火災の場合はですね、水利確保が重要になってきますが、防火用水や河川の水だけでは不足する場合があります。そうなった場合、ため池の水を水利として利用することも考えられますが、昨年からでしたか、ため池の水漏れ対策を講じておられますが、その進捗というものはどのようになっていますでしょうか。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。建設課から農業用ため池に関してのお答えになりますけれども、まず前提として農業用ため池は地元が所有管理されているものになります。その中で建設課が管理するため池の整備は防災重点農業用ため池に指定されている町内１５０余りのため池が対象となっております。以前町が行った調査で漏水が確認されているため池がありますが、補修工事には地元負担金が発生するため、そこも踏まえて地元からの要望が上がってきて、それに基づいて事業化して取り組んでいるという状況です。農業用ため池については、漏水や越水など、ため池自体の防災対策として日頃から水位を落として地元で管理をされている場合もあります。万が一の時の消防水利として初期消火に農業用水利を利用できるような状態にしておくためにはまずは地元関係者の中で、そのことに関する合意形成を図っておくことが重要ではないかなと思ってお

ります。

〔11番 原田一宏君〕 備えあれば憂いなしといいます。団員の確保並びに装備の充実、よろしくお願ひしまして最後の質問に移りたいと思います。農業・窯業の振興と働く場の確保について、有田の仕事を未来へ受け継ぐ、窯業の後継者育成支援ということで、型、生地共同生産拠点整備等が上がっておりますが、陶磁器関係者の高齢化及び後継者育成の観点から行政として窯業界全体の支援が不可欠と、必要不可欠と思われます。一昨日の一般質問初日に8番議員さんからも出ておりましたけども、型生地の共同生産拠点整備、具体的にどのように進めていくのか、はたまた進んでいるのかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 商工観光課からお答えいたします。本町の基幹産業であります窯業におきましては特に議員さんが言われますように、石膏型、また生地製造での後継者の確保と担い手の育成は産地の存立基盤に関わる極めて重要な課題であると認識しております。すでに町内におきましては、生地、型の、生地型製造の内製化に取り組まれている事業者や後継者担い手の育成に取り組まれている事業所があることは承知しているところでございますが、昨今の原材料価格の高騰、また設備の老朽化、メンテナンス業者の減少、職人の高齢化など大変厳しい状況に直面されている現状であります。このことから町としましては、今後の将来を見据えた生産基盤の強化の一つとしまして、共同生産拠点を整備することにより個々の事業所が抱える設備投資の負担軽減、生産性の向上、コスト削減、さらには地元のセラミック科の高校生や佐賀大学の学生の採用で雇用確保しまして、ベテラン職人から直接指導を受けることで技術の継承や後継者育成につながっていくような拠点整備づくりができればというふうに考えております。加えて、若い人がここで働きたいと思うような魅力的な環境づくり、これは働く場の確保になりますけれども、こういったことも必要であると考えております。当然ながら共同生産拠点の整備にはですね、メリット、デメリットがあらうかと思いますが、現在、業界におきましては真剣に考えていただいている状況であります。町としまして今後窯業関係者の皆さんと関係機関の皆さんとですね、拠点整備に向けた意見交換であったり、仕組みづくりについて協議を進めていければと考えているところでございます。

〔11番 原田一宏君〕 これからということですね。ぜひよろしくお願いします。近隣産地との連携という点ですが、生地に関しては特に波佐見地区に依存している部分も多くみられると思います。有田、伊万里、吉田、武雄、波佐見、三川内など地場産業という点で窯業界の連携はもちろんの

こと、所轄の各自治体も同様の問題点を抱えていると思いますが、肥前窯業圏の中の自治体としての連携はどのようになっているか、また、どのように考えているかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 お答えいたします。議員ご質問の近隣産地との連携につきましては、歴史的な繋がりを持つ近隣産地と時には競合することもあるかと思いますが、お互いの強みであったり特徴を活かしながら情報共有また研修事業など産地の垣根を超えた協力体制も今後必要になってくるのではないかと考えているところです。特に波佐見町ですけれども、肥前窯業圏としましてもサプライチェーンが業界内でも密接に関係していますことから昨年からはございますが、波佐見町の商工観光課と意見交換を実施しているところでございます。窯業資材の高騰、後継者不足、人材確保、陶石の安定供給などの共通課題の検討と、また窯業支援の取り組みについて現在意見交換、情報共有を行っている状況でございます。7月にもですね、来月7月にも意見交換を行う予定でありまして、その際、スケジュールが合えば両町長、両副町長合同による意見交換会ができればと考えているところでございます。

〔11番 原田一宏君〕 議会も産建委員会を中心に波佐見町議会と意見交換を行って、選挙がありましたので今年はまだ開かれてはおりませんが近々のうちにまた交換を行って情報共有等を進めていきたいと思っております。あと3分ですね、有田焼ブランド強化と海外販路開拓支援と、ちょっと早口で読みます。国内の販売が伸び悩んでいる現状、海外への販路開拓は理解できますが、全ての業者が海外販路開拓に進出はできないと思います。ならば国内販売の支援策を考えなければならぬと思います。県の支援策はメーカーなど製造業者向けに対応しているようですが、販売業者のみでは難しい面もありますので商工一体となった国内販売支援はできないか、そこをちょっとお尋ねします。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 お答えいたします。議員ご指摘のとおりですね、有田焼のブランド価値これを高めて国内販売を推進していくには製造を担う窯元の工と流通を担う商社の商が一つになって魅力的な商品作りとプロモーションを展開していくそのような取り組みが不可欠であると認識しております。町におきましては、未来へつなぐ有田焼支援事業補助金におきまして、商と工が連携して行う新商品の開発や販路開拓の支援を行っているところであります。本年も補助、上限額や対象経費の拡充を図る予定でございまして、本議会に追加の補正予算を上程しておりますので可決された際には一人でも多くの事業者の皆様にご活用していただきたいと思います。

と思っております。そのほか、主な支援事業につきまして、昨年に引き続き、陶土値上げ対策支援事業、また全国の伝産品のものづくり支援を行われている「KOGEI COMMONS」(コウゲイコモンズ)の協力のもと商と工の若い方が中心となって開催される産地活性化イベントの支援、あと日本貿易振興機構ジェトロと連携し、今年の夏頃ですが海外取引セミナーの開催、秋から冬ごろに海外に販路を持っている国内バイヤー、海外の有力バイヤーを招聘した商談会の開催、また海外の老舗百貨店セレクトショップのバイヤー招聘事業などを本町に、本町で開催する予定です。こういったことで国内外の販路開拓と販売拡大につながるような支援事業に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔11番 原田一宏君〕 広報にも出ておりましたね、未来を担う有田焼支援事業ですか、出ておりましたので、商社の方には見てくださいと伝えておる状況でございます。鷺尾町長にはこうしたとか、こうするとか、大きな目標のアドバルーンを上げてその目標達成に向けひたすら頑張っしてほしい、行ってほしいと思います。有田の新しいリーダーに期待することも大きいはずですし、事業者や町民にも協力できることは協力して、このふるさと有田を互いに盛り上げていこうではありませんか。そのことを期待しましてギリギリではありますが、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 11番議員 原田一宏君の一般質問が終わりました。15分休憩します。再開11時といたします。

【休憩10:45】

【再開11:00】

〔松尾文則議長〕 再開します。10番議員 手塚英樹君。

〔10番 手塚英樹君〕 10番 手塚英樹、議長の許可をいただきましたので通告に従い一般質問をさせていただきます。私は、第1項目として桜・大木の倒木についてというのが1つ。2番目として無電柱化事業について1つ。3番目、新規道路建設についてという形で3つの大項目で質問をさせていただきます。それでは1番目、桜・大木の倒木についてというところで、全国的に桜や大木の倒木事故が増加しているようですけれども、町の現状と危険木の把握はという形でお話をさせていただきますが、東京の砦公園では今年3月から4月にかけて4件の倒木事故がありまして、ああいうふうに管理をされている公園でもこんなに倒木事故があるのかというような形では思っておりましたので、そこで国土交通省が2025年4月に公表した全国調査表によると、都

市公園で倒木枝落ち事故などが931件、道路街路樹での倒木枝落ち事故が801件、合計1,732件、調査期間は2021年4月から2024年11月の約3年半の調査を発表しております。原因は老木化、それから強風で倒れたという形の結果が多いという形で出ておりました。また、調査では特に桜、樺、コナラなどの大木が事故として多いとありました。当町でも地域の方から道路沿いに植えてある桜の木の老木化で倒木の危険はあるのではないかと心配される声も聞いております。町の方ではそうした倒木の恐れがあるような危険な樹木の把握確認はどのようにされていますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えいたします。議員が言われたとおり、近年、全国的に都市公園や道路において倒木などによる事故が発生している状況を踏まえ、全国の自治体に対して倒木や落ち枝による人身事故、物損事故及び樹木点検に関する国の調査が行われるなど全国的に課題になっているところです。また今年3月には国から全国の道路管理者向けに街路樹点検の実施促進のためのガイドラインが出されております。その中ではまずは日常管理、異常の把握が重要であり、道路パトロール時に車の中からの遠望目視による確認や歩いての近接目視による確認など、また過去に倒木事故が発生した路線や緊急輸送道路に指定されている道路、通学路など優先順位が高いと思われる箇所については概ね年に1回の定期巡回を行うことが望まれております。建設課の方で維持管理しております樹木は都市公園内、児童遊園内の樹木と町道敷の街路樹がありますが、日常的に倒木などの危険性を事前に確認把握するための定期的な調査点検はそこまでは行えていないというのが実情です。町の現状としましては、事後対応になりますが、台風や大雨の後に通行量がある程度あるような路線で倒木の可能性が考えられる箇所について道路パトロールと必要な対応を行っております。また住民の方から通報をいただいた場合も倒木などの伐採撤去等の作業を行っているというのが現状です。

〔10番 手塚英樹君〕 なるほどなかなか公園内の樹木にしても街路樹にしてもしっかり管理するってなかなか厳しいと思われますし、危険な例えば通学やそれから家屋等の近くにあるところでの危険箇所というのはやはり見ていかなければなりません、どうでしょうね、やっぱりこうやっていくと一般の住民の方の通報というのが大変重要になるのかというふうに思うんですけども、そこで老朽化した樹木などの伐採基準というのは、そろそろこれは切った方がいいですよというのは、事前にわかるようなそういうふうな基準というのは何か持ち合わせていらっしゃるのでしょうか。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えいたします。町として、伐採の判断基準という明確なものは持ち合わせてはおりません。桜の木は寿命が60年から80年などと言われているようですが、街路樹のように植えられている環境が厳しいところなどはまた違ってくるかなというふうにも思っております。一般的に木の幹にキノコが生えている、枝が枯れ落ちている、根元が浮き上がっている、木が全体的に枯れているなど、老木、危険な木の判断基準はあるようです。町の方ではですね、町道敷に街路樹がある箇所はそれほど多くはありません。焱の博記念堂周囲の町道であったり、黒牟田みどり坂タウンQ内の町道や赤坂団地周辺の町道など街路樹がありますけれども、枯れてしまっているものや根っこが太くなって歩道の縁石や舗装を持ち上げて歩道がデコボコになっていると、歩行者の通行に支障が出ているものについては、必要に応じて伐採、伐根の対応を行っているところです。

〔10番 手塚英樹君〕 なるほどこうやって見させていただきますと基準というよりもやはりこれも目視でしっかり見ないといけないというちょっとこれは住民の方にもやっぱりこういう木の根っこの方にキノコが生えてきているとそろそろ老朽化してきて、中が腐ってるかもわからないという、これは通報をいただくというのがやっぱり一番近道のような感じでも今お話を聞きながら思っているわけですが、これに対してやっぱり今後の対策というのは必要だというふうに思いますけれども、とはいいいながら限られた人員予算の中で難しい部分はあるかと思えますけれども、倒木事故を未然に防ぐための対策というところで何かありましたらよろしくお願いします。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 公園内の樹木や町道敷の街路樹の定期的な調査、点検については、職員のマンパワーや予算的な問題で難しい面もあります。職員の目だけでは十分に行き届かないところもあるため、現在でも町民の方から通報をいただいている場合もありますが、公園や道路を利用されている地域の方々からもし異常に気付かれた場合はご連絡をいただくなどのご協力もお願いできればと考えております。また、倒木による事故、道路交通障害を考えると公園内や街路樹だけでなく、町道敷地の外側、沿線の山林などからの土地から繁茂している樹木まで倒木の危険性を確認、排除していく必要もあると思います。ただ、道路敷地の外側にある樹木の管理は道路管理者側で行うことはできず、その樹木の所有者が行わなければなりません。またその樹木が原因で事故が発生した場合には樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。このことは毎年広報ありた4月号で周知しているところではありますが、道路敷地の外側にある繁茂した樹木で交通に支障

がある倒木の恐れがある場合は樹木の所有者の方で枝打ち伐採等の適切な管理を行っていただくよう引き続き周知を図っていきたいと思っております。

〔10番 手塚英樹君〕今おっしゃっていたように、所有していらっしゃる方の責任において伐採、剪定をやれということでございますけれども、なかなかこれも費用がかかっておりまして、私も毎年のように支障木を伐採させていただいておりますけど、なかなか費用が高いものがかかっておりますけれども、この今全体を眺めて危険木の方に関しましては、やはり地域住民の方、それからまた我々もそうですけど、見守り隊をなさっていらっしゃる方々とか、そういう方々にもそういう道路関係のところを見ていただきながら、通報していただくというのが一番手っ取り早いのかなというふうな感じもしながら今回も聞かせていただきました。ただ一つですね、公園などの特に桜の木は本当に80年、70年経ってきて老木になってきております。もちろん伐採して危険を除くというのは大切なことでありますけれども、やはりそのあとには若い桜の木を植えていただく、植栽の方もぜひやっていただきたいというふうに思います。危険を除いただけではなくて、桜の木はきっとその地域の人たちに桜の花を楽しんでいただいたり、そこで花見をしたりとかいう思い出の木でもあろうかと思っております。新しい思い出が作れるような、また桜は有田の町花でもありますのでぜひとも新しい植栽もぜひやっていただきたいということもお願いいたします。続きまして、この危険木に関しての質問は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。続きまして、無電柱化についてであります。無電柱化の事業は、現在、内山地区の県道大木有田線において、伝統的建造物群保存地区の景観向上や防災面での安全性向上のために佐賀県で無電柱化事業に取り組んでもらっているところであります。先ほど、11番議員の方からも無電柱化でデコボコしているよというのももちろんありますけれども、これもある一定のところまでいきますと、今札ノ辻から大樽はきれいな形で大変舗装もきれいになったなというふうに思って安心しているんですけど、工事期間中はどうしてもあるんだなというのはその区間にいるときは多少は辛抱もしなければならないのかなというふうに思いますが、現在、ここまでの経緯で考えますと、平成26年に地元説明会、一応、測量をしますよという形の説明会、平成27年には概略設計についての地元説明会、平成28年には詳細設計着手と用地測量や家屋調査、家屋を1軒ずつ調べられて工事の時に家がひずみが出なかったとかいう調査をなさります。それから地上器の設置箇所などの地元説明会などが行われ、平成30年にはいよいよ工事実施に関する説明と、それから引き込み工事の説明などがありまして、令和2年から工事が着手されて、今現在に至っているわけですけども。この間、下水道工事と並行しての工事でありましたので、なかなか町内

は大変な工事で大変でございましたけれども、それから考えますと今年で12年目ということになるわけです。1期工事でも数年でもうそろそろ終盤になってきたのではないかというふうに思っております。地元の方からは電線が無くなりきれいな風景はいつ見られるだろうか、生きとるうちに見られるぎよかばってんというような声なども聞かれるようになってまいりました。そこで現時点で最終的に電柱が撤去され、街路灯が設置されるスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。内山地区で取り組まれています無電柱化事業は、平成23年に町が佐賀県に行った要望を受けて、平成26年度から佐賀県で街路事業として取り組んでもらっているものです。町も事業費の15%を負担し、事業推進に向け連携して取り組んでいるところです。現在取り組まれています札ノ辻交差点から泉山までの区間は約620mありますが、現在の予定を伊万里有田土木事務所の担当課の方に確認をしましたところ、地中に電線を入れるための管路の埋設が約350m区間で完了しており、今後、残りの約270m区間の整備を行い、地上機器の設置や電線の地中への入線、最終的に電柱の撤去を実施していく予定ということで聞いております。残り区間の工事においては施工中の交通規制の方法や地上機器の設置位置、各家屋への電線の引き込み工事など、地元住民の方々と調整を行いながら工事を進めていく必要があります。このため現時点では完了時期などのスケジュールを詳しくお示しできる状況ではありませんということ聞いております。また、無電柱化で撤去される予定の電柱には地域の防犯を目的として自治会等で管理されている防犯灯と商店街の通りを明るくし、活性化を図ることを目的として地元の商店街組合等で管理されている、商店街の街路灯の2種類が電柱に取り付けられております。この防犯灯と商店街の街路灯については県において機能復旧の設置工事を行う計画ということで聞いておりますが、この工事についても全体の工事完了のスケジュールと同様にいつ頃になるかということまではまだお示しできないということでした。いずれにしても町としましては工事進捗が図れるように県と協力し取り組んでいきたいと考えております。

〔10番 手塚英樹君〕どうでしょうか、我々感覚でいくと、令和10年か11年ぐらいには美しくなった町を見れるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、その返はまだまだお話ができないということであれば想像しながらですね、私にこういう質問をされた地元の方には後3年頑張っとならば、見れるよって話などをしてみたいというふうに思います。それではですね、この1期工事のお話をさせていただきました。1期工事は、札ノ辻から東へ泉山の石場の入り口

の交差点まで620mをやるという形で今進んでいるわけですが、大体完成までのイメージは頭に浮かべられるようになりましたけれども、この無電柱化事業は岩谷川内の眼鏡橋から泉山までの1,600mがこの事業の基本的な考え方であったかと思っております。そこでいよいよ札ノ辻交差点から下の方の無電柱化の工事、その他の方に入ってこようというふうに思うんですけども、このあたりについてのスケジュール、まだまだ泉山での話が出来上がっていない状態ではありますけれど、2期工事、3期工事、このあたりについてのわかることが分かれば教えていただければというふうに思います。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。まずは、県と協力しまして現在事業中の区間の進捗に努めているところです。札ノ辻交差点から下の区間についても通り沿いに家屋などが連なっておりまして、沿線の方々のご協力や気運の醸成が必要と考えております。また、現在事業中の区間の進捗、事業効果も踏まえていく必要があると考えております。いずれにしても札ノ辻交差点から下の区間の無電柱化についても県としっかり協議していきたいと考えております。

〔10番 手塚英樹君〕県の方で当初この岩谷川内の眼鏡橋から泉山まで約20億ぐらいの予算規模でこれを計上されて考えられているという話を聞いたことがありましたけれども、ぜひ県の方と十分なるお話をさせていただきながら進めていただきたいというふうに思います。一番最初に申し上げましたように工事に入るまでに約4年程、いろいろ地元説明にしなければならない、大変やっかいな作業もあろうかと思っておりますけれども、このあたりも丁寧にやっていかないといけないというふうに思っております。そこでですね、この沿線住民の協力がなくなかなか事業が進みにくいという、今回の札ノ辻から下の方に行くと、今までの札ノ辻から泉山よりもいろんな土地の余地が少ないということを懸念しておっしゃってたんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺りについて少しお話をいただければというふうに思います。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。無電柱化事業を進めるにあたりましてですけれども、地上機器の設置の問題があります。電圧機等の電力の管理や調整を行う地上機器には高さが1m程度、幅が70cmから1.3m程度、奥行きが50cm程度のボックスの設置と機器の保守作業を行うためのプラスアルファのスペースが必要になります。また、概ね30mから50mの間隔で地上器を設置する必要があるということです。一般的に無電柱化事業は道路拡幅改良工事に合わせて取り組まれることが多いのですが、内山地区の無電柱化事業につきましては、歴史的な町並み

や趣を活かせるように県道の新たな拡幅改良は行わず、今の道路幅を基本に無電柱化事業に取り組んでいるところです。このため、基本的には県道から横に入る町道や里道の路地スペースに地上機器の設置を検討されております。ただ、そこでの設置がスペース的に困難な場合には住民の方々のご理解とご協力をいただきながら個人の軒先や庭先などに設置させていただくことを検討することになります。現在進められている札ノ辻交差点から上の区間では沿線住民の方々の了承をいただき、個人敷地の用地買収が行われ設置されることになっております。札ノ辻交差点から下の区間は上の区間と比較しても路地が少なく家屋などが隣接して連なっておりますので、地上機器の設置についてはより多くの沿線住民の方々のご協力ご了承が必要になってくると考えております。

〔10番 手塚英樹君〕 そのところでですね、おっしゃるように、私のところもそうですけども、やはり個人の土地のところにトランスを入れるという形で、うちのご近所の方でも4～5軒ぐらい、全部で4軒かあったと思いますけれど、トランスを入れてどうしても余地がない場合にはそんな形もなかなかしなければならないというのは重々わかっているわけでございますけれども、なかなかこの土地の幅が少ないとおっしゃるような形で個人の土地を提供していただかないとできないというのも重々わかっております。産建委員会で京都の、京都の先斗町の無電柱化の実態を見に行かせていただきましたけども、非常に狭い路地でその中で蜘蛛の巣のように張ってあった電線がもう全く無くなって、しかもかなり無理されてると思うんですけども、トランスもちょっと大きいものを逆に使って長く引っ張っているとか、そういう形もありましたので、その辺りもまた小型のが今できているかもわかりませんので、この辺りも重々そういうトランスの使い方、その辺りもご検討いただきながらもちろん県の方が十分情報持っていらっしゃると思いますので、そのあともとりながらですね、ぜひこれが最終目標である眼鏡橋まで繋がっていくような形をぜひやっていただきたいというふうに思います。そのためにもどうしても、どうしてもその住民の方に丁寧な説明が必要になってこようかと思っておりますけども、その辺はよろしく願いしたいと思っておりますけど、いかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えいたします。無電柱化事業はですね、まちづくりの取り組みの一つであります。実施にあたっては地元沿線にお住まいの方々やお店などの事業をされている方々など地域全体で観光振興やまちづくりについて自分事として考え、将来像を共有することが大切だと考えております。町が事業費の15%を負担しなければならないという予算的な問題もありますけれども、

それよりも沿線関係者の方々から強い思いと土地の提供などの協力が得られることが前提として確認できて県に対して札ノ辻交差点から下の区間についても無電柱化事業をお願いできるものと考えております。ただ、地元からの声を待つというだけではなく、どこのタイミングでとは申し上げられませんが、県としっかり協議をしながら地元に対して無電柱化の検討を行う場、気運を盛り上げる場、事業の了承、同意をいただく場、そういったことは重要だと思いますのでそういう場面を作っていく必要があると考えております。

〔10番 手塚英樹君〕 札ノ辻から泉山の場合の時にはまちづくり課の、課の皆さん方大変歩かれてですね、汗かいてずっと説明して回っていらっしやいまして、総論は良い事だということは重々わかっていただくんですけど、実際に自分のところになるとなかなかちょっとそうばかりはというお話もたくさんありました。でも何とか今泉山でのところの工事が順調に進んできておりますので理解が得られるものというふうに思っていますけれども、いかがでございますか、町長、この辺りを見ながら町長の今の無電柱化に関するお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔鷺尾町長〕 今、札ノ辻交差点から上の方ですね、泉山までの進めております。まだ状況としてはまだ電柱が立ったままになっておりますので、今後やはり電柱がなくなっていくと本当にやってよかったというような思いが住民の皆様、また町民の皆様にもですね伝わってくるのではないかなというふうに思っております。今後、札ノ辻交差点から下のどこまでという課題はありますが、私としては下の区間も取り組んでいきたいというふうに思っております。ただですね、今、建設課長の方が申しましたように、住民の方のやっぱり十分な理解が必要になります。長い期間やはり住民の方だけではなくて町民の皆さんにもご不便をかけることも多々あります。そういったことを十分に理解してもらう必要があります。これからそういう住民の方の気運のですね盛り上がりも共に行いながら無電柱化事業を進めていければなというふうに考えております。

〔10番 手塚英樹君〕 今、伝建物の保存地区として今内山地区はこの無電柱化のところは範囲内なんですけど、観光客の方も大変町内の伝建物のこう連なっている姿を美しさを大変褒めていただいております。それが一つの観光資源として大きな役割をしているのも肌で感じておりますし、その景観として電柱が無くなって、建物から青空がしっかり見れるような形にもきっと観光客の方には心に残る有田の良い印象のお一つになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともこれは成功させて予定通りの形で進めていきたいというふうに思います。地元の方にも

皆さんと一緒にまた頑張ってお話を進めていきたいというふうに思います。それでは無電柱化事業についてはこの辺りで終わらせていただきます。3番目です。新規道路建設について、これは本当に町長ご地元のところでございますので、もう我々、私どもの小学校卒業するぐらいから、ここの有田小学校の裏から丸尾に道ができるとよ、トンネルができるとよというのを聞かされた思いがずっと残っておりまして、今も先輩の方々から「どがんなつとるとや、あそこの道は、今度は鷺尾町長やっぎんた、ぜひ考えてもらわんばね」という、それは地元の熱い、熱い思いを背にして今から質問をさせていただきます。現実的にはですね、なかなか厳しい話だということは重々わかっております。ただ、今の観光という形で考えていきますと、特にインバウンド向けの観光バスの入れ込みの時、長崎と佐世保の方に船が入ってそれからバスが割と多いダイヤ数で入って来た時に、まずは武雄方向から降りてきて札ノ辻交差点で深川製磁さんの方に向かって行く分にはそう難しくないんですけども、逆に佐世保方向から上がってきて深川製磁さんにも上がっていくという大変目の前にある溪山さんの所にぶつかるんじゃないかなというぐらいギリギリのところではハンドルを切られるもんですから、後ろの車も止まっているわけですね。バスが3台とか来てたら、渋滞になってきておるわけです。そういうところも踏まえてみるとですね、有田小学校の裏から丸尾まで抜けて、そしてアリタセラまで繋がっていくと一つの観光ルートとして町中を通らずにお客様が十分に内山の方に入ってこれる入れ込みの道路しても大変重要性を増してくる道路になるのではないかな。また、災害のこと言うとあれなんですけども、どうしても白川、稗古場から行くともう札ノ辻のところに出る一本道しかないんで、もしこちらの方が何かがあったときにはなかなか外に出ていく道がない、ダムの方の道はありますけれど、大渋滞になってなかなか難しいことが予測されますし、無理やりということではありませんけれども、なかなか難しいことではありますけれども、地域の方の思いと、それから我々のこれからの観光の中での町内の渋滞を緩和し観光客の方がスムーズに町内を見ていただけるような形の部分を作っていくというためにもこの道路は必要ではないかというふうに私は思っております。これについて質問ですけどもいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えいたします。ご質問の道路の建設につきましては、合併前の旧町時代から一部の構想として話があったとは聞いております。現在、白川地区から町の西側の方に行くためには主要な道路としましては、南側にある札ノ辻交差点から内山地区の県道大木有田線を利用するか、北側にある有田ダム方面から応法地区に抜ける林道岩越八幡元線を利用するか、どちら

かになるかと思います。当時は白川地区から丸尾地区や現在のアリタセラ方面を東西に横断する道路で直結させるという地元関係者の方々にとっては大きな道路整備の構想だったんだろうと思います。仮に現在、その道路があったとした場合、議員おっしゃられたように、何かの理由で札ノ辻交差点周辺が通行不能となった場合の白川地区からの迂回ルートの一つとして、また近年新たな集客イベントなどで若いお客様が増えているアリタセラから内山地区の中心部に直接誘導できるルートとして活用されるだろうと想像はできると思います。ただ、現実的に考えますと事業化のハードルはかなり高いと思われます。有田小学校の裏手あたりから丸尾のアリタセラ入り口の交差点まで直線距離で結んで1.5km以上ある区間になりますけれども、その間にある山林の大半は国有林のようです。また、有田小学校裏手は急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されております。一般的にそのような地理的条件のところに道路を建設するとなりますと様々な課題が考えられると思います。1つは、構造的な安全確保で道路建設により山の斜面がバランスを崩して山の崩壊を誘発する恐れや道路自体が崩壊土砂の直撃を受けるリスクがあること、また、当然工事を行う際の難易度が高いことなどが考えられます。また、2つ目には、コスト上の課題というところで、トンネル工事や山の崩落を防ぐための法面保護、土留め工事、湧水対策工事など多大な費用がかかり、また、建設後も継続的な点検や補修が必要となり、維持費も高騰すると思われます。また、環境への問題点ということでは、山の自然な斜面を削るということで、景観破壊や環境破壊への配慮も必要になるかと思われます。これらのことに加えて費用対効果の面を考えて現実的にはかなり難しいというお答えしかできないと思っております。

〔10番 手塚英樹君〕 そのような答えが出るだろうなというのは重々わかってはおりましたけれども、こんなこと言うのであればですけども、こういう道があるといいなというのを常に頭に浮かべながら例えば、国の方から防災のための道路が必要だとか、そういう時に上がった時にはすぐこの道をもう一度考えられるような、常にその準備とかそういうのがあるといいなというふうに私自身は思っておるんですけども、地元で生まれ育たれました町長、一言よろしく願いいたします。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔鷺尾町長〕 今、議員からおっしゃられたように地元出身でありますので、私も以前からそういう話は聞いてまいりました。また、今回も一部の方からですね非常に熱い思いを伝えられたということもございます。今、建設課長から説明したとおりであるんですけども、今、現状としてはです

ね、なかなかそれを優先して取り組むというのは非常に難しいというふうに思っております。ただですね、夢の中で、夢の、将来的なそういうこととしては頭の片隅に入れておきたいなというふうに思っております。以上になります。

〔10番 手塚英樹君〕ぜひ、夢はいつか実現することを願ひまして、私はこの白川丸尾線をなんとか成就させたいなというふうに思っております。町長の夢が実現することをぜひとも期待をいたしております、本日の一般質問をこれで終わらせていただきます。

〔松尾文則議長〕10番議員 手塚英樹君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします。再開13時といたします。

【休憩11：35】

【再開13：00】

〔松尾文則議長〕再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。13番議員 今泉藤一郎君。

〔13番 今泉藤一郎君〕皆様こんにちは。おつかれさまでございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、教育基本法の中の教育の機会均等並びに医療保険・介護保険の在り方について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。早速ですが、教育の機会均等の4本柱としてですね、教育・経済・生活・保護者への就労、それぞれの支援があります。そこでここ近年における要保護の就学援助費の内容や交付状況をお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕お答えいたします。要保護世帯における就学援助といたしまして現在、修学旅行費の支援をいたしております。近年の交付状況といたしましては、令和6年の実績で4世帯、該当児童生徒数が6人、支出額が4万5,796円、令和7年度実績におきましては3世帯、対象児童生徒数が6名、支出額が8万2,411円、今年度の見込みといたしましては2世帯、対象児童生徒数が5人、支出見込み額が10万円となっております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕特別支援教育就学奨励費補助の内容や状況などをお聞かせいただけないでしょうか。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕特別支援教育就学奨励費といたしまして、これにつきましては、保護者の所得制限がございますが、修学旅行費、学用品費、給食費、給食費につきましては、令和7年度まで、今年度から無償化いたしますので、対象にはなりませんけれども、実績といたしまして、

令和6年度対象児童生徒数が101名、支出額が339万783円、令和7年度対象児童生徒数が87名、支出額が336万7,495円、今年度につきましては、対象児童生徒数が92名、支出額250万円を見込んでおります。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕保護者への就労支援について取り組み事例等があればですよ、お聞かせいただけないでしょうか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔岩永子育て支援課長〕お答えします。子育て支援課では、ひとり親家庭の保護者から貸し付けや就労相談があった際には佐賀県の就労のための資格取得支援やハローワークなどの関係機関へつないでいます。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕次に、子ども宅食配達の現状や推移をお聞かせいただけないでしょうか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔岩永子育て支援課長〕子ども宅食についての、子ども宅食についての質問だったと思います。子ども宅食については、町から社会福祉協議会に委託している事業になります。子育て支援課や健康福祉課、社会福祉協議会に相談にみえたときに、経済的支援が必要と思われる方へ子ども宅食を紹介しています。宅食を希望された子育て世帯には、毎月社協の担当職員が家庭を訪問し食品やお菓子を配達されています。継続して保護者や子どもたちと顔を合わせて話をするすることで、見守りができていて、このような活動が信頼関係につながっているようです。利用家庭の推移としては事業開始の令和4年度が12件、令和5年度が15件、令和6年度で20件、令和7年度一番多い時で25件になり、年々増加傾向にあります。生活状況が不安定な家庭であるために伴走支援をすることで必要なタイミングで必要な支援につなげるように町と社会福祉協議会が連携して努めております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕よろしくお願いします。一つ飛ばしてごめんなさい。フードバンク事業の現状と必要性をお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔岩永子育て支援課長〕お答えします。タブレットをご覧ください。フードバンク事業は、有田町社会福祉協議会の自主事業として実施されており、町内外の企業や個人から食料品の寄付を受け、生活にお困りの方へ無償で提供する支援となっています。利用者の多くは生活困窮のため相談された世帯であり、令和7年度の実績は延べ40件です。利用者の中には給与や年金支給日まで生活をしのぐための食品として必要とされたり、貸し付けなどほかの支援が受けられない方への生

活の支援になっています。ただ、この事業は困った時に頼れる支援にとどまらず、食料品をお渡しするときに職員が家計相談を行うことで、自立した支援を促すこともこの事業の大切な目的となっております。このように生活にお困りの方へ即効性のある支援となっているため、生活支援及び自立支援として必要性の高いものと認識しております。町としても社会福祉協議会と連携し、町民の方が気軽に参加できる寄付活動としてのイベントとしてフードドライブの周知や相談者へフードバンク事業を紹介することで必要な世帯へ支援が届くよう努めてまいります。

〔13番 今泉藤一郎君〕次に、準要保護就学援助費の内容や交付状況をお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕準要保護世帯につきましては、奨励費といたしまして、修学旅行費、学用品費、医療費、給食費の支出をしております。給食費につきましては、今年度より無償化しておりますので令和7年度までの支出になります。近年の交付状況といたしましては、令和6年度実績で、対象世帯51世帯、対象児童生徒数80人に対しまして、693万8,786円の支出をいたしております。令和7年度対象世帯63世帯、児童生徒の対象人数98名、支出額738万8,094円です。今年度につきましては61世帯、対象児童が95名、支出見込みが470万となっております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕承知いたしました。次に、全国的にはですね、この25年の間に生活保護を受ける20歳代の人が7倍になったと報道等がございました。そこで有田町内者におけるですね、年代別生活保護の申請件数やですよ、生活保護受給者の現状、推移をお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕それでは令和6年度及び令和7年度末の状況についてお答えいたします。まず、令和6年度申請件数が9件、受給者数101人の85世帯、令和7年度申請件数18件、受給者数103人の83世帯となっております。令和7年度のこの103人の大まかな年代別の内訳になりますけれども、0歳から20歳が14人、21から40歳が6人、41歳から60歳が18人、61歳以上が65人となりまして、65歳以上の割合が63%を超えております。20歳代につきましては、20歳から、21歳から40歳が6人ということで、そこまで多く、有田町では多くないのかなというふうに思っております。この生活保護の手続きにつきましては、健康福祉課の窓口で申請を受け付けまして伊万里福祉保健事務所へ進達をしております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕ほかにですよ、このほかにですね、児童、学生などの未成年者に対する生活支援や貧困世帯に対する支援などがありますかお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕先ほどですね、フードバンク事業の話がありましたけれども、このフードバンク事業をされている社会福祉協議会の方ですね、生活支援の事業が行われているようでございます。

〔13番 今泉藤一郎君〕ちょっと私自身は残念に思うところもあったんですが、今回、重層的支援体制の整備事業が町は取り組まないと判断されましたが、関係する各課も含めて有田町は改善に向けて今後できる対応をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕昨年度、この重層的支援体制整備事業の導入の可否を判断するため、1年間かけて協議、議論を行いまして、実施しないという結論に至ったところでございます。この重層事業は包括的な支援体制の整備を進めていく一つ的手段であり方法でございます。制度のはざままで支援に結びつかない案件がありましたらそれをカバーするための必要な対策として今年度から有田ライフサポーター事業を立ち上げまして対応をしていくこととしております。この有田ライフサポーター事業につきましては、社会福祉協議会の方で事業を運営していただいているところでございます。

〔13番 今泉藤一郎君〕ライフサポーター事業、ふんわりというか、少しはわかるんですけど、この外部にアウトリーチをお願いしてですよ、その予算はどのくらいになってますか。そしてできれば1人あたりの予算なども分かれば教えてください。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕すみません、詳しい資料はちょっとここには持って来ておりませんが、予算は約100万ほどを予算計上しております。このライフサポーターにつきましては、社協さんの方が判断されてちょっと案件があるようでしたら健康福祉課の社会福祉士の専門職の社会福祉士の方と相談をいたしまして、一緒に運営、事業を運営していくというふうな内容でございます。ですので、今後このライフサポーター事業の方が人数が多くなるようでしたら、またその都度考えていきたいというふうには思っております。

〔13番 今泉藤一郎君〕私が聞き取りしたところではですよ、月額8万円で12ヶ月、先ほど課長おっしゃったように、96万円ですから100万円ほどになるわけですが。対象者がやっぱり100名以上いらっしゃると。そういった方に等しく関わっていくということが必要になるんですが、この予算で大丈夫かなと思うところもあります。そしてまた、またそういう子どもさんたちがほ

かにもいらっしゃるとしたらですね、もう少し予算面も少し考えて配慮した上ですよ、実施できるようにしなければいけないと思いますけど。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕このライフサポーター事業につきましては、今年度から始めた事業でございますので、まずこの1年間事業の実施状況を見まして、確かに対象者今のところ10人程度ぐらいになっております。また今後この人数がたぶん増えていくこともあるかなと思いますので、その時は来年以降またちょっと予算の事業規模は考えていきたいというふうに思っております。

〔13番 今泉藤一郎君〕一番私が心配するのは、高校などを卒業して大体18歳から64歳までの方々にですいろいろなことがあった時にですね、いろんな国、県、町も含めてですね、サポートするセーフティネットというか、そういうのが無いんですよね。今、社会の状況も複雑になっておりますのでその辺は柔軟にできるように、町としてもしっかり知恵を出し合いながら町民の皆様方に寄り添って実施をしていただければと切に思う次第でございます。教育基本法はですよ、法としては存在してもですよ、支援や補助、指導等が十分にできていると思われているのかお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕金銭的支援につきましては、国の制度等に準じて行っておるわけですが、それ以外のところ、指導面というところでは現在各学校に特別支援員というのを配置いたしまして子どもたちが快適に学校生活を送れるようなところで努めています。

〔13番 今泉藤一郎君〕国民の三大義務の一つに、親や保護者には子どもに普通教育を受けさせる義務があります。一方で子どもには当然権利があります。不登校の改善など関係団体等がさらにしっかり連携して改善に向け取り組む必要があると考えますが、有田町としてはどのようにお考えでしょうか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔吉永教育長〕不登校の改善っていうことが一つ大きなポイントになるかと思えますけども。今現在、不登校で学校に来ていない生徒というのが昨年度、小中学校合わせて35名程度、30日以上の子生徒がそうなるんですけど、30日以下だと40名程度存在しました。その要因となるのが様々な原因があって、例えば友人関係のもつれであったり、対人、本人の対人不安ですね、それとかあと、本人の無気力、怠惰、あと、家庭的に生活のリズムが整ってない。例えば、昼間家帰って夜までゲームをして朝起きれないとか、または家庭の生活力が低くて朝ごはんも食べれないとか、

そういったいろんな様々な要因があります。その中で学校としましては、教育の機会均等、教育を受ける権利を行使するために、まずその間に、学校には養護の先生や教育相談員、そして町が雇っていますスクールソーシャルワーカーを介しまして学校に来れるお子さんに対しては、校内支援センターと呼ばれる学校内に別室を設置して登校していただいてそこで勉強をする。または、対人不安とかそういう障害をお持ちの方は、病院に繋げていく、学校には来れないけども登校することができるということは、フリースクールであったり、今有田町にある「ゆう」って言いますけども、教育支援センター、そういったところに繋げながら教育の機会均等、子どもたちの教育を受ける権利というのをできるだけ担保しようとしているところです。

〔13番 今泉藤一郎君〕本当に誰一人ですよ、置き去りにしないですね、施策の実現に向けてさらに努めていただくようお願いいたします。次に、医療・介護の保険制度についてお尋ねいたします。都会と田舎の経済格差が生じる中、医療や介護についても不安が生じています。負担の増額やサービスの低下も懸念されています。全国的に見て令和5年度の国民医療費は約4兆851億円で、介護費用が約1兆5,139億円となり増加しています。そこで一般的に医療費の窓口負担は原則として69歳までの人は3割負担で、70歳から74歳までの人が2割負担、75歳以上の人は1割負担となっていますが、町内者で原則以上に負担する必要がある人の人数と割合等をお聞かせください。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕国民健康保険でのデータとなりますけれども、この70歳から74歳の方の医療機関の窓口での自己負担割合につきまして令和8年4月現在ですけれども2割負担が916人で94.6%、3割負担が52人で5.4%となっております。70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合は原則2割ですけれども、一定以上の所得がある方は現役並みの所得の3割というふうになるようでございます。

〔13番 今泉藤一郎君〕国は、国などの公費負担を軽減するために財務省の専門家で構成される財政制度等審議会の分科会では給付は高齢者中心、一方で負担は現役世代中心の象徴とし、世代間で異なる負担の不公平感を是正するためにですよ、70歳から74歳の人の窓口負担を3割負担にするように協議されていますが、現在、窓口負担が1割の人は3倍で、2割の人は1.5倍になり、受診控えですね、病状の悪化などがあってはいけないと思いますが、このことについてはどのようになって、どのようにお考えでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 この3割負担への引き上げにつきましては、主に財政健全化の観点から財務省等が提言されておりますけれども一方で先ほど議員がおっしゃいましたように、受診控えによる重症化、それとこれに伴います結果的な医療費の増大が懸念をされており、国の動向を注視をしていく必要があるというふうに考えてます。

〔13番 今泉藤一郎君〕 しっかりお願いいたします。モニター2をお願いいたします。投薬の処方料と処方箋料についてですが、OTC類似薬品とは、有効成分や効能、効果が類似しており、一般医療薬品で代替え可能と考えられる医薬用医薬品を指します。OTC類似薬品77成分、約1,100品目について説明をお願いいたします。

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 このOTC類似薬品とはということで、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。このOTCですけれども、これはオーバーザカウターの略で、カウンター越しの意味というふうになります。薬局で買える市販薬OTC医薬品と有効成分や効能がほぼ同じでありながら医療機関で医師の処方により提供される処方薬というふうになります。

〔13番 今泉藤一郎君〕 小児や、がん、難病者、それと入院患者等は適用除外される見通しです。通常の自己負担とは別に、保険外負担として特別料金25%を患者に求められ2027年、来年ですね、3月から導入実施されるようですが、その内容や内訳の説明を簡単にお願いいたします。

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 OTC類似薬品の負担割合についてお答えをいたします。モニターの方を見ていただければというふうに思います。通常の、通常は1から3割の自己負担になります。モニターでは上の方の現在の状況になります。改正案につきましては、この自己負担に加えまして医薬費のまず最初にですね、25%、4分の1が特別料金として、モニターでは改正部分の青部分になりますけれども、として、追加負担される仕組みが決定し、27年3月からの導入が予定をされております。これにより実質的な窓口の支払額はこの特別料金と残りの75%、4分の3ですね、1から3割、モニターでは3割というふうになっております。3割で225円となります。この場合、負担割合といたしましては47.5%、モニターではこの250円と225円を足した475円に達する見込みとなります。ただし、子どもや重症患者などは対象外となる見通しとなっているようでございます。

〔13番 今泉藤一郎君〕 これ本当に全国的にですよ、本当に大きな問題かなと思っているんですよね。これだけやっぱり負担を強いられるとですよ、やっぱり皆さん直結して国民の皆さんお困り

になるかと思います。何しろ過剰投薬とか、そういったところは医師会の方とか、薬剤師会の方でも十分協議慎重にされているかと思いますが、何しろ医療費が年々、年々右肩上がり、どんどん上がっているものですから、なかなか思うようにいかないところがあって今回こういう特別な料金を4分の1頂こうということで国が打ち出しているようですので、しっかり注視して、しっかり町民の皆さんに寄り添ってこのこともお願いいたします。モニター3をお願いいたします。有田町は単独で介護の運営をしていますが、地域支援事業の3つの柱は、介護予防事業、包括支援事業、介護支援サービスと、それと任意事業であり、地域支援事業とは、要支援者または要介護者の状態になることを予防するためのサービスを実施する事業です。内容は地域での相談体制づくり、介護予防教室、生活支援サービス、認知症への支援ですが、現在支援やサービスは十分にできていますか。今後でもできると思っていらいっしょにいますか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕地域支援事業の各種事業やサービスにつきましては、先ほど言われたとおり、介護予防事業、包括的な支援事業、任意事業の3つの事業に、ある程度ですね網羅しておりまして、対象者に100%はいかないまでも事業目的ごとの内容を提供できているというふうに認識をします。

〔13番 今泉藤一郎君〕そのような認識ですね。在宅サービスのケアプラン作成の有料化についてはですよ、料金の利用者負担はどのようにになりましたか、またなりますか、お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕現在、在宅ケアプランにつきましては介護保険から全額給付をされております。厚生労働省の社会保障審議会等では介護保険制度の持続性、持続可能性や給付の公平性を確保することを目的に在宅ケアプランの有料化について令和9年度の制度改正での導入に向けた検討が行われておりますが、まだ導入するかの決定はしておりません。もし有料化になった場合、一般的な自己負担割合が生じましてサービスの利用控えにつながり結果、介護の重症化が進むことになるなど課題も指摘をされております。町といたしましても今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕しっかりお願いします。先ほど言ったように医療や介護の費用は増える一方で財務省は以前から要介護1と2の人への訪問介護通所介護を市町村が行う総合事業へ移し、介護保険から外す構想を示しております。そこで現在策定中と思いますが、来年度以降の高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の中でどのようになりますか、それと65歳以上の人の

介護保険料はどのようになりますか、お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕要介護１、２に認定された方の地域支援事業への移行につきましては、こちらは県の方にも確認いたしましたけれども、導入は決まっていないとのことでございます。次期制度への導入はないように聞いております。従いまして、現在策定中の第１０期介護保険事業計画に盛り込む段階ではございません。もし今後次期制度移行の時に導入となった場合は保険料にも影響が出てくると予想されますので、これもこれからの国の動向を注視していかなければならないというふうに思っております。

〔１３番 今泉藤一郎君〕６５歳以上の保険料は高くなりますか、安くなりますか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕保険料につきましては、要介護１、２の方の保険料の分がですね、その分が地域支援の方にいきますので影響は出てくるというふうに思っております。

〔１３番 今泉藤一郎君〕私が聞いているのは、第１０期目、介護保険料、それは高くなりますか、安くなりますかって言っているんです。

〔福山健康福祉課長〕この辺につきましても、まだ事業の全容がですね、出てきておりません。また介護報酬の方も出てきておりませんので、そこの試算がちょっとできてない、できておりませんので、まだこれからの試算になるかと思います。

〔１３番 今泉藤一郎君〕しっかりそこも詰めていってください。有田町の令和６年度実績報告書によると要支援者及び要介護者は全体で１，１３３人となっています。そのうち要支援者は３０１人で、要介護１、２の人は４６５人で、率にして６７．６％ですが、国は要介護１、２の人を現在の要支援者と同様の地域支援事業に移行としています、いずれ、もうだいぶ前から今始まったことじゃないです。財務省の方は以前から要介護１、２の人も地域支援事業に移行させようとしておりますので、いずれそのようになるんじゃないかなろうかと思っております。いろんな支援やサービスは大丈夫ですかということで、そのようになった時にそういったところも想定してですね、十分にサービスなどの提供はこれまでと同様、それ以上にできるとお考えでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕この件につきましても先ほど同様、導入された場合、サービスの提供や支援への影響が出てくると予想をしております。現時点では国は要介護１、２の方の訪問介護や通所介護を介護保険からの給付から外し、市町村の地域支援事業への移行が引き続き検討されております。

すけれども、どのような仕組みになるのか現時点ではちょっとわかりませんので、今後この国の動向を注視していきたいというふうに思います。ただ、この要支援、要介護の認定者数の中でも要介護、このモニターにもありますとおり、要介護１、２の方の人数の割合が一番多く影響は大きくなるというふうに認識をしております。

〔１３番 今泉藤一郎君〕 しっかり頭に置いておいてください。お願いいたします。再度お尋ねいたしますが２０２４年度の介護報酬の改定では全体の改定率はプラス１．５９％でした。しかし一方ではヘルパーや訪問系の介護職の人の基本報酬はマイナス改定でした。このことで訪問系の支援やサービスなどを注視した事業所も多々あったようです。要介護１、２の人を介護保険から外して地域支援事業に移行されたらですね、本当にしっかりした十分なサービスが本当にできるかなと思うところであります。再度お尋ねいたしますが、その辺の心構えというか、しっかりやっていける自信はございますかお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 この件につきましても先ほど同様の答えとなりますけれども訪問介護や通所介護などの介護保険から地域支援事業への移行された場合は市町村事業での実施となるため市町村の財政的、人的負担が大きくなり、一方、訪問介護や通所介護などを行う事業者は要介護１、２の方の分が減少することになると思われます。もしこの介護サービスから地域支援事業へ移行されればサービス提供に支障が出ないように町の体制や事業を進めるにあたっての環境を整えていかなければならないというふうには考えております。

〔１３番 今泉藤一郎君〕 町長、答弁は要りませんが、この要介護１、２の仕方とか、やっぱりかなり率としてやっぱり多いですね。その方たちを今地域支援事業で有田町が予算が組んでいるのが１３億ちょっとだったかなと思っております。そういったところですよ、この方たちを地域支援事業に移行された場合にですよ、２０億ぐらいのちょっと枠内でのサービスってなったらものすごくやっぱりサービスが低下するんじゃないかなろうかと思っております。介護保険の中でしっかり国が介護保険の制度に則ってこれまでどおりの形で段階的にやってくればですよ、介護保険の適用になりますので十分な、十分なというか、そこそこのサービスは提供できるわけですが、これがもしも地域支援事業に移行された場合には町もそれなりに覚悟をして予算を組んでやっぱりいろんな町内のこういった事業者にも足を運んでですよ、お願いしに回ってご協力をいただかなければ十分なサービスがやっていけない事態が来るのではないかなと思うものですから、その辺しっかりお願いいたします。介護予防のための支援やサービスはとても重要なことと考え

ております。そこですが、介護を必要とする人の大方は長生きして高齢になるほどですね、要介護度が徐々に高くなる傾向があります。介護度が低い状態の時点ではですよ、有資格者による適切な支援などを行うことで重度化しないことがもっとも重要と考えます。法律や制度の改正は仕方ありませんが、今後も有田町は十分な支援やサービスの提供の実施をしてほしいと思いますが、その辺のお考えをお示しいただけませんでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕制度のちょっと全般的なこととしてちょっとお答えをしたいと思います。今年度有田町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定委員会の開催を7月から予定しております。この策定委員会では委員の皆様からの意見を聞きながら、有田町の高齢者の福祉サービスができるだけ町民の皆様に行き届くように検討し、来年からのサービスに繋げていきたいというふうに考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕なんでもですが、いつてすぐの実施はなかなか思うようにいきませんので、事前にサービス等を提供する事業者との協議調整等が必要と思いますがそのあたり見越した上で、やっぱり町内の各事業者さん達と密に連携を取ることができますか。また、協議していつてほしいなと思う次第ですけど。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕月に1回、地域包括支援センターを中心に健康福祉センターで有田町内の事業所が集まり、事業所連絡会を開催しております。その場で情報や、情報の提供や協議調整の場を創出しております。今後も引き続き、この事業所との連携を密に取りサービスを受けられる方の困り感を最小限に抑えていきたいというふうに考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕よろしくお願いします。2040年問題とはですよ、高齢者の急増と同時に生産年齢人口の減少に伴い、健全な社会の維持や経済成長に打撃を与えかねない課題と全国的に言われております。現在よりより一層社会保障制度への負の影響が出てくることを非常に懸念しております。そこでしっかりした町としての対応が必要と考えますが、町としての考えを再度お聞かせください。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕介護保険制度は3年ごとに制度の改正が行われ、市町村が行う地域支援事業への割合が少しずつ大きくなってきております。今後もその傾向が増大していくことが予想されますので、随時対応していくことになるかというふうに思います。介護保険サービスから地域支援

事業への移行の国の考え方の方向性は一つ目に、国の介護給付費、いわゆる社会保障費の抑制、
2つ目に専門職による画一的なサービス提供から脱却し、地域の実情に応じた多様な主体でござ
います、NPOや住民を含めましてそれらによる柔軟な支え合いの体制を構築していくことにあ
るようでございます。その反面、地域支援事業は、市町村の裁量で独自に地域の課題や資源に合
わせたサービス内容を設定できることとされており、市町村の業務が増大し、地域ごとの担い手
不足などにより格差が生じる可能性があります。このような状況を踏まえまして国は地域包括ケ
アシステムの構築が必要であるとしています。この地域包括ケアシステムは高齢者が介護や医療
が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう医療、介
護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを地域全体で一体的に提供する体制のことを言い
ます。町におきましても、この地域包括ケアシステムの考えは必要であるとしながらも介護保険
の分野では国による介護保険制度の維持が必要であるというふうに思っております。今後もこの
介護保険は3年ごとに制度の内容が変更されていくことと思いますが、町といたしましても国の
実情を見定めながらしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。

〔13番 今泉藤一郎君〕最後に町長ごめんなさい。一言だけお尋ねしたいんですが、町内の3分の
1の人が65歳以上の高齢者です。お困りごとができる限り生じないようにそのような施策が必要
と思う次第でございますが、町長そのことに対して何かコメントがあれば。

〔松尾文則議長〕町長。

〔鷺尾町長〕今、議員の方から様々な課題や今後町が担う必要があることについてご意見いただきま
した。生産年齢人口の減少とまた高齢化が進む中で町としてもですね、予算も必要になってくる
し、また人的なこともですね確保する必要があっております。なかなか厳しい状況にはなってい
ますが、やはり高齢の方までしっかり町として安心安全に暮らしていただけるような
対応は町としてもしっかりとっていきたいというふうに考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕よろしくお願いします。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとう
ございます。

〔松尾文則議長〕13番議員 今泉藤一郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。
再開13時55分といたします。

【休憩13：41】

【再開13：55】

〔松尾文則議長〕再開します。１４番議員 梶原貞則君。

〔１４番 梶原貞則君〕議長の許可をいただきましたので、１４番 梶原貞則、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、町長の選挙公約について、この一つでございます。先月行われました町長選挙において、鷺尾新町長が当選され町民の皆さんも鷺尾新町長に大変期待しているところであります。早速この６月議会において鷺尾新町長の公約が反映された補正予算が上程されております。一昨日から開会しましたこの議会で、今までにも何人もの議員における選挙公約についての質問がなされているわけですが、私もその公約の中から３点について質問をさせていただきます。まずは空き家改修支援と移住サポートの充実についてでございます。空き家は全国的に毎年増加している傾向であります。そこで現在の有田町の空き家の件数、またその推移をお教えいただきたいと思います。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕お答えいたします。空き家調査は空き家等対策計画を策定する基礎資料として、平成２９年度以降５年ごとに実施し、空き家の危険性を外観から不要度ＡからＤの判定を行っています。それでは平成２９年度と令和４年度の調査結果についてお答えをいたします。まず、戸建て総数は平成２９年度が７，８５２軒、令和４年度が７，８０９軒で、４３軒の減です。このうち空き家の数は平成２９年度が６５１軒、令和４年度が６１８軒で、こちらも３３軒の減です。これら空き家のうち現況のままの利用は困難な不要度Ｃに該当する空き家は平成２９年度が６６、令和４年度が７９と１３軒増加をしております。また、倒壊の恐れがあるなど現況のままの利用は不可能な不要度Ｄの空き家は平成２９年度が３０軒に対し、令和４年度が４１軒と１１軒増加をしております。戸建て総数は減少傾向にあるものの、管理不全な空き家の数は増加しており、今後もさらに増加することが見込まれることから空き家の相談等が寄せられた場合には所有者を調査し空き家の利活用や除却などに対する町の補助金をお知らせしながら空き家等の適正管理を推進していきたいと考えております。

〔１４番 梶原貞則君〕その空き家対策として、有田町には空き家購入に際しての補助金制度があるわけですが、その制度の内容と、その利用状況をお教えいただきたいと思います。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕空き家購入に対する補助制度についてのご質問にお答えしたいと思います。

本町では空き家の流通促進と移住定住の推進を目的として複数の支援制度を設けております。まず、空き物件インフォメーションにつきましては、町と協定している、協定しています不動産業

者から提供されている物件情報を町のホームページ上に掲載し、有田町への移住や事業を営むことを希望されている方への情報発信の方を行っています。次に、有田町空き家流通促進奨励金になりますが、こちらの方は空き物件インフォメーションに登録された物件の提供者に対して10万円、購入して移住される方に対して20万円の方を交付しております。さらに町外に3年以上居住していた方につきましては10万円を加算してする制度となっております。また、有田町移住定住支援空き家改修補助金、こちらにつきましては、空き物件インフォメーションに登録された住居物件の購入者が改修工事を行う場合に改修費の2分の1、上限50万円を補助いたしております。これまでの実績ですけど、過去3年間の実績についてご報告いたします。空き物件インフォメーションでは、令和5年度に登録15件、成約21件、令和6年度に登録が24件、成約が21件、令和7年度に登録が18件、成約が7件となっております。空き家流通促進奨励金の実績としましては、令和5年度に登録10件、移住者が12件、令和6年度に登録が13件、移住者が14件、令和7年度に登録が10件、移住者が10件となっております。空き家改修補助金につきましては、令和5年度に9件、令和6年度に11件、令和7年度8件の交付実績となっております。

〔14番 梶原貞則君〕人口は毎年減少しているのに世帯数は増えている。核家族が進行しているということであります。新築の家は増えていると同時に空き家も増えている。結婚して実家を出て新築の家に住むということで残された親の家、実家は数十年後には空き家になるという傾向があるものと思います。これが進んでいくと今後多くの家が空き家になることが予想されます。ここで一つ紹介させていただきますのは、白石町の、白石町ですか、リフォーム補助金です。白石町みんなでスマイル応援事業補助金ということで、白石町で親が住んでいる住宅を同居のためにリフォームする場合に最大50万円の補助金が受け取れます。増築とか改築、またトイレとか風呂とかの改築ですね、同居のためにリフォームする場合、5%ということで1,000万、最大で1,000万の時に50万円ですね。600万円以上についてのことで600万の時は30万円が増えていくということで、やはりこの空き家が増えないためには1つの方策としては、そういう今までの実家を大事にする、日本の家は昔ながらにそういうふうに障子を張り替えたり、ふすまを畳を替えたりとか、本当に先祖代々に使って何十年、何百年も使っている家、有田町にもそんな家が多いと思います。そういう空き家を増えさせないための施策も大事かと思います。町長もこういう今回施策として空き家の改修支援とか移住サポートの支援充実の公約を挙げられておりますけども、こういう施策、また町長が考えられている施策とかありましたらお教え願いたい

と思います。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔鷲尾町長〕 空き家については私の公約の中にも挙げておりました。そういう中で今後ですね、空き家が増えてくると思います。なかなかこれをですね増えさせないという施策は非常に難しいかなと思います。いずれにしても増えてくるのかなというふうに予想します。ただ、その増えてくる空き家をいかに空き家ではなくて使っていくかということで考えた場合にいろいろな方策があると思います。今まだ私の中では具体的な方策はですね、これということでは固めているものはありませんけれども、今ご紹介いただいた近隣の市町や先進地の事例等を参考に、少しでも空き家を増やさないための施策等は今後検討していきたいというふうに考えております。

〔14番 梶原貞則君〕 先ほどの答弁の中で、課長の答弁の中で、インフォメーション、空き家インフォメーションを通した、購入した場合に50万円のリフォーム補助金があるということは有田町でも今活用されております。それも例えば70万円、100万円と増やして、ぜひそういう空き家を増やさないための施策ですね、をお願いしたいと思います。続きまして、奨学金支援制度の検討ということで、返済支援などについてのご質問をさせていただきます。日本にはいろんな奨学金制度があり、その中でも独立行政法人日本学生支援機構の運営する奨学金制度が全国的に有名です。利活用されているわけですが、有田町にも独自の町が運営する奨学金制度があります。その仕組み及び制定された経緯歴史についてまた、運営状況が分かりましたらお教えください。

〔松尾文則議長〕 学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕 現在の状況についてご説明をさせていただきます。現在、有田町におきましては、社会に貢献できる人材を育成することを目的といたしまして、4つの奨学金制度を運用しています。全て基金による運用となっております。合併後20年になりますけれども、4つの奨学金を135名の方が利用をなさっております。ただし、近年はコロナの影響であるとか、少子化の影響で申請件数は減少傾向となっているのが現状でございます。参考までに令和7年度末の4奨学金における運用率は約37%となっております。以上です。

〔14番 梶原貞則君〕 課長がおっしゃられたとおりに社会に貢献できる優秀な人材を育成するというので、竹内昌三育英資金、江副奨学金、また有田ロータリー福島奨学金、有田ふるさと奨学金とある中で、本当に37%しか運用されていないということで大変残念なことだと思っております。ぜひこの利活用のもっともっと利活用するためにする施策をお願いしたいと思います。教

育長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔吉永教育長〕これ前もお話をさせていただいたと思うんですけども、どうしてもこの基金を使った奨学金になりますので、よく言われる給付型と言われる、渡してそのまま返さなくていいというやり方についてはちょっとこの基金を持っている以上はできないかなと考えています。ただ、その運用の仕方ということについては、例えば金額の面であったり、例えば大学だけではなくていろんな講習に行く、例えば家庭的にお金が足りないというような家庭とか、そういうところを支援するようなそういう基金の使い方というのも検討する時期に来ているんじゃないかなと思ってるところです。

〔14番 梶原貞則君〕この見直しはほとんどずっと行われていないかと思います。ぜひこういう物価高騰の折、なかなか今までの4万円じゃ難しい、その時には5万円とか6万円とかまた大学院とかいろいろあることと思います。その辺の運用の見直しをぜひお願いしたいと思います。また返済支援についてですが、隣の波佐見町には独自の奨学金制度があり、それに併用して奨学金返済支援制度があります。対象者として町内に居住し町内の対象となる事業所に就労している方に奨学金の返済支援を行うというもの。それで支援内容として、年度中の返済額の2分の1以内、補助上限額18万円を5年間助成するというものです。対象となる事業所として、陶磁器産業及び関連事業所、2番目に認定こども園及び保育園、3番目に介護事業所とあります。また、多久市では奨学金返還者への補助金として市内在住の29歳以下の就労者に対し、奨学金返済額の2分の1、年間上限額が12万円を最高10年間補助するという制度があります。返還者の勤務地や職種は問わないという町内の在住者を減少させないという増やすことが目的であります。有田町の人口は20年前の合併時には2万2,000人、約だったのが、今年4月1日には1万8,144人と、約4,000人、20年間で4,000人の減少しております。また、10年前の4月には2万674人ということで、この10年間で約2,500人の減少、1年間平均では250人の減少であります。今年中には1万8,000人を割ることが予想されるわけです。この原因としては出生数よりも死亡者数が多い、自然減ですね、少子高齢化が一因として挙げられます。またそのほかに高校を出て大学等に進んで町外に、県外に出て、その後県外町外に就職して帰ってこないことも原因として挙げられます。広報ありたに掲載されている毎月の人口動態でもわかると思いますが、3月から4月にかけてのこの1ヶ月、1ヶ月での人口減、今年は82名、昨年の3月、4月は94名、一昨年は110名と。その3月、4月で、本当に年間の3分の1ぐ

らいが減っているわけですね。就職するときに町内よりも町外や県外が給料などの条件が良いということも上げられます。その条件緩和のための補助としての施策の一環として奨学金の返済支援制度、町内に就職したらいくらかの補助を行うということですね、返還を免除すると、いくらかですね。そういう制度もできたかと思うわけですが、その点について町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔鷺尾町長〕奨学金返済支援制度については私の公約の一つであり、若い世代が学びを活かして有田に戻り、または移住し、地域の担い手として活躍できる環境を整えることを目的に検討を進めているところであります。具体的な制度設計はこれからになりますけれども、奨学金の返済の一部を町が補助する仕組みを念頭に置いております。これは先ほどご紹介いただきました波佐見町や多久市と同じになると思います。対象については、有田町に居住し町内で働く若者を広く支援する、支援できる制度とする方向で検討したいと考えてます。業種については限定せず、窯業や農業に加え、商工業、医療、福祉サービス、サービス業など幅広い分野で若い世代が活躍できる環境づくりを目指せばというふうに考えています。今後はですね、ほかの自治体の事例や財政面の検討を行いながら補助額、対象期間、要件などの制度設計を具体化し、できるだけ早期の導入を目指してまいりたいと思っております。以上です。

〔14番 梶原貞則君〕ありがとうございます。それでは3番目の子育て世代の経済的負担軽減ということで質問をさせていただきます。ちょうど、今日の、今朝の佐賀新聞ですが、全国の出生数が67万人過去最少ということで新聞第一面、トップに上がっておりました。10年連続の減であります。有田町の出生数は、令和3年度が104人、4年度が103人、5年度が72人、令和6年度が92人、令和7年度が86人と減少し、そして今年令和8年度は4月の出生数が9名、5月から11月までは母子手帳発行数によると46名が予想されます。4月から11月までの8ヶ月間の予想では55名となり、これを年間に換算する8ヶ月ですので、が55名ですので、これに1.5倍をかけると約82.5人と予想されます。本当にこれは大変危機的状況ではないかと危惧するところであります。この30年間給料があまり上がらない中での税負担や社会保障費、消費税などの増加で、可処分所得の減少に加え、この数年の大幅な物価高騰により子育てをする余裕がない環境のためでもあるものと考えられます。昨年発足した高市政権の施策により今年度4月から小学校の給食費無償化が全国的に国策として始まりました。また、鷺尾町長の公約により中学校の給食費の無償化が実現されます。全国各地の多くの自治体で先んじて行われてきまし

た小学校の給食費の無償化のおかげで国も国策として全国の小学校の給食費の無償化に踏み切ったわけです。中学校の給食費無償化も現在多くの学校で行われております。近い将来、国策として全国的に導入されるものと期待しております。さて、義務教育の中での給食費の無償化は有田町では達成されたわけですが、現在、幼児保育の中での支援策がいろいろあると思いますけども、その支援策をお教えいただきたいと思います。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔岩永子育て支援課長〕お答えします。保育料は、保育料の件についてですね、保育料は令和4年10月に国の方策により、方針により3歳以上は無償化になり、0歳から2歳までについては所得に応じて市町で月額保育料を決定しております。有田町の月額保育料につきましては、以前より保護者の負担軽減として国の基準額よりもかなり低額に設定しており、県内市町と比較しても低い方に抑えているところです。また、ひとり親世帯で年収約360万円未満では、減額した料金表を設けています。さらに近年は保育行政の基盤となる保育の質の向上に力を入れているところです。例えば令和5年度には、誰でも通園制度のモデル事業を活用して、入園前の児童の預かり保育を拡充させたり、園に対して処遇改善加算の推進を行ったり、保育の体制強化として保育対策総合支援事業などの補助を実施しています。また、町の独自事業として障害を持つ児童を受け入れる園に対して人件費を補う障害児保育促進事業、多様化するニーズに対応できる人材育成を目的とした保育士の研修や巡回相談を行っています。ほかにもニコッと給付金など出産祝い金、入学祝い金として成長に合わせて1人総額25万円の給付をしているところです。保育料の負担軽減は保護者への直接的な支援として実感しやすい補助と認識しておりますが、以前より有田町は独自の保育料減額を実施してまいりまして、町の現状としましては、保育関連の事業費が年々増加している傾向にあり、限られた予算の中でどのような支援が必要か優先度を検討し、先ほど説明しました支援策を展開しているところです。給食費についてですね、保育園の方の、中学校、小学校の給食費についてお話が出ておりました。次に、給食費の補助の見直しについて説明いたします。昨年度までは県の補助要綱に合わせて町内の園に対し食材費から副食費徴収額を差し引いた後の不足額を補助しておりました。しかし園と町の事務が煩雑だったために事務の効率化を図るとともに子育て世帯に一律に給付が届くような定額補助ができないか今検討をしているところです。また、一律補助に見直した場合は県の補助の対象とならないため、新たな財源確保も含めて検討する必要があると考えています。

〔14番 梶原貞則君〕ありがとうございます。多久市では昨年まで第2子以降の保育料が無償でし

たが、今年4月からは第1子の保育料を無償化するという事で昨年9月に初当選した香月市長の公約を実現するという事です。有田町でも第2子の保育料とか、また給食費も無償とは言いませんけども保育園によって給食費がいろいろ違いますので、今課長が検討しているという事です。ぜひいくらかでも町としての補助で子育てをしやすい、産み育てやすい、そういう施策をお願いしたいと思います。全国的に少子化だから仕方がないではなく、多子化となる対策をできる限り考え、やっていってほしいと思う次第でございます。1年後を考えるなら苗を植えよ、10年後を考えるなら木を植えよ、100年後を考えるなら人を植えよという諺があります。この人を植えるというのは人を育てるという意味ですが、やはりこの日本が、またこの有田町が将来継続し発展していくためには何よりも人を育てることが一番大事だと思っております。地方から子育てしやすい策を講じ、少子化に歯止めをかけ、多子化へ繋げていく、そしてその流れを国全体へと広め、国全体が人口増に転じ、子育てがしやすい明るい国、町になることをお願いして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 14番議員 梶原貞則君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開14時35分といたします。

【休憩14：23】

【再開14：35】

〔松尾文則議長〕 再開します。3番議員 樋渡悟君。

〔3番 樋渡悟君〕 3番議員 参政党の樋渡悟です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。なお、新人議員でありながら、大トリを務めるという大それたことになってしまいまして緊張しておりますが、どうぞご答弁よろしく願いいたします。私は党の基本政策であります「教育・食と健康、国まもり」という考え方を基本として、1つ目に、食料安全保障と町の農業振興。2つ目に、統合中学校建設事業における設計業務委託料及び発注支援業務委託料の妥当性について質問いたします。まず、食料安全保障と町の農業振興についてお尋ねします。モニターをご覧ください。農林水産省の資料では、仮に国内生産だけで大人に必要なカロリーを賄う場合、現在のような食生活を維持することは難しいと示されています。国内生産でのみ大人に必要な2,135キロカロリーを供給する場合の食事例として、朝食は、ご飯、焼きいも、ぬか漬け。お昼に、焼き芋、ジャガイモ、果物。夕食は、ご飯、こふきいも、焼き魚という内容が示されています。さらに卵は7日に1個、肉は9日に1食、牛乳は6日にコップ1杯とい

う例も示されています。これは肉や卵、牛乳そのものが足りないというよりも家畜の飼料の多くを海外に依存しているため輸入が止まれば畜産物の供給も大きく制限されるという現実を示しているものです。省庁である農林水産省が出している現実であります。なかなか寂しいものがありますが、これが現実ということです。次のスライドをお願いします。そしてここにあります「世界で最初に飢えるのは日本」という本を書かれた、東京大学の鈴木亘弘先生が試算されていますグラフでございます。一般にカロリーベースで日本の食料需給率は38%と言われておりますが、肥料や飼料、また種など輸入に大きく依存している実態を踏まえると実際はこちらの下にあります9.2%ではないかと試算されています。つまりですね、食料安全保障とは、単に食べ物があるかないかという話だけではありません。日本で、また有田町で農地が守られているのか、そして農業を続ける人がいるのか、種や肥料、飼料、そしてそこで使われる燃料、あと流通まで含めて国や地域でどこまで支えていけるかを考える必要があるということです。有田町においても農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、資材高騰など農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。だからこそ農業を単なる産業の一分野として見るのではなく、町民の命と暮らしを守るための食料安全保障の基盤として位置付けしなおす必要があるのではないかと考えます。そこでまず1点目に、町として、食料安全保障をどのように認識しているのかお尋ねします。昨今の国際情勢の不安定化、異常気象、円安などによりですね、これまで当たり前のように輸入できてきた食料や農業資材が今後も安定的に確保できるとか限りません。こうした状況の中で町長は有田町における食料安全保障をどのように捉えておられるのか、また町民の暮らしを守る上で農地や農業をどのように見続けて考えておられるのか見解を伺います。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕お答えします。近年の世界情勢の不安定化、気候変動などによる農業資材価格上昇、飼料高騰などにより食料の安定供給に対する不安が高まっております。このようなことから国は従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価を並びに、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料安全保障の確保、基本理念の柱として位置付けた改正基本法を令和6年6月に公布しました。食料安全保障というのは、すべての人がいかなる時でも健康的で活動的な生活に必要な十分で安全かつ栄養のある食料を物理的かつ経済的に入手できる状態を確保することです。日本の食料安全保障は次の3つの柱によって成り立っています。1つ、国内農業生産の増大、国内での生産力を高め、食料需給率を向上させること。2つ、安定的な輸入、海外からの輸入先を多角化し、途切れない供給ルートを確保すること。3つ、備蓄の確保、凶作

や輸入の途絶えなどに備えあらかじめ一定量の食料を蓄えておくこと。現在の不安定な食料供給に対する対策がこの3つの柱であると見えてきます。この中でも、1つ目の、国内での生産力を高めというところが有田町でもまず密接に関わるころかなとは思われます。報道でも将来的に国内の食料確保が困難になる可能性について耳にする機会が増えたとの印象を持っています。町民の暮らしを守る上で農業は町の大事な産業であると認識しています。町としても食料安全保障3つの柱を意識しながら地域農業が今後どうあるべきか、また人と農地の問題解決に向けた地域計画の話し合い活動を通して町民とも議論する機会を今後継続していきたいと考えております。以上です。

〔3番 樋渡悟君〕そうですね、町で備蓄とかそういったところにはなかなか難しいのかもしれませんが。でも備蓄をするためにも生産をしなきゃいけない、ということはあると思います。先ほど申しましたように生産者自体が減っている現状、これは町民の方とももっとやっぱり真剣に取り組むべき課題だと思います。まだスーパーとか行けば実際食べ物もありますし、買うこともできる、しかし先ほど輸入ということもおっしゃいましたけども、輸入するにも円安とかこれでまた高くなって買えなくなっている。買おうと思っても物資自体が無くなる、こういう自体も想定されると思います。2点目に、町内農業の現状や学校給食への供給可能性をどのように把握しているかお尋ねします。なお、学校給食への導入については他の議員の方も質問されていますので、簡潔に考えをお聞かせいただければと思います。本日確認したいのはあくまで町として町内農業の現状をどこまで把握しているのか、また、地元農産物を公共的な食の場に供給できる可能性をどの程度データとして持っているのか、そういう点をお伺いしたいと思います。例えば、町内でどのような作物が、どの地域で、どの程度生産されているのか。年間を通して安定供給できる品目は何か。また逆にですね、量や時期、規格、価格、集荷体制などの面でどのような課題があるのか。こうした基礎的な把握がなければ農業振興策も具体化しにくいと考えます。そこで町内農業の現状について、まずは農業従事者数、年齢構成、後継者の有無、耕作放棄地の面積、町内の主要農産物、学校給食に使える町内産農産物の量、町内でどれくらい食料を供給できる可能性があるかなどについて町としてどのように把握しているのかをお聞かせください。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕まず、町内農業の現状について数値でお示しいたします。今年になり農業センサス2025の概況値が示されたのでご紹介します。有田町における農家戸数427戸、前回令和2年数値が682戸ですので、255戸減、37.4%が減っている状況です。年齢構成は値が基

幹的農業従事者数全国値での紹介になります。令和7年度全体103万6,000人のうち、29歳以下1万3,000人、30歳代4万人、40歳代7万8,000人、50歳代10万人、60から64歳8万5,000人、65歳以上が72万1,000人となっています。割合で言うと29歳以下1.2%、30歳代3.9%、40歳代7.5%、50歳代9.6%、60から64歳が8.2%、65歳以上が69.6%です。この構成はいずれの地域でも同じような分布ではないかと思われます。後継者の有無については、数字は掴んでおりませんが、地域計画の中で10年後の目標耕作者を位置付ける作業はしています。しかしながら現耕作者と将来引き継ぐ耕作者が混在しているので、今後見直しのタイミングで後継者の有無について確認していきたいと思います。次に耕作放棄地について、国が調査する遊休農地、荒廃農地発生状況に関する調査において筆数4,644筆、面積248haとなっています。町全体の農地の23.4%に及びます。主要産物の生産状況としまして有田町では米が作付面積、収穫量ともに重要な農産物です。そのほか、麦、大豆。施設園芸ではアスパラガス、きゅうり、金柑など。露地野菜では、玉ねぎ、高菜が主要農産物です。畜産については、牛、豚、鶏の出荷、生産出荷があります。様々な農産物が町内でも生産されているわけですが、生産者にとって安定的に収益を得られる販路を確保しているケースもあって現段階では学校給食への供給可能性への数値というのはちょっと図りえません。学校教育課長の答弁にもあったように、安定供給の問題、購入単価に跳ね返る可能性もあり、一概に全てを地産地消でっていうこともできないのではないかと思います。また栄養バランスを考えた献立に全て町内産でっていうのも無理があり、地域産、県内産、国内産と緩やかに幅を持つことも必要ではないかなと考えます。町内の身近な農家さんが作られた農産物を使い、月に1度ふるさと食の日を実施をされていると教育長からも紹介があったように、食育という点では栄養教諭、地元農家さんとも協議の場を持ちながら提供できるよう農林課としても支援していきたいと思います。以上です。

〔3番 樋渡悟君〕私も栄養教諭さんとお話をさせていただく機会もありました。ふるさと食の日というのもちょっと1回は食べに行ってみたいなと思ってます。そこで人伝ではありますが、聞いた話では元、こちらの西側の方は町内産が供給ある程度できていると。ただ東側の方ではなかなか難しくなっているという話はお伺いしました。それはやはり先ほどから申し上げます、やっぱり作付け面積の減少であったり、そういったものが原因だというのは私も承知しております。学校教育課長からおっしゃった町内産の18.8%ぐらいというのをちょっと私なりに計算してみたんですけども、ちょっと少し前のデータになりますが、給食対象者児童生徒数が

1, 547人とした場合に年間の給食食材が7, 600万ぐらいになると思います。そのうちもし18%ぐらいとしたら1, 367万という数字が出ます。これをもし50%までしたとしたら2, 445万ぐらい、すみません、3, 800万ぐらいまでの売り上げになると思います。こういったところを地元の農家さんに充てることができたら少しは農家さんの数も増えてくるんじゃないかと思ってますので、そこら辺の数字を把握しながらまた進めていただきたいと思います。そして4点目に、すみません、3点目として、通告書で（3）と（4）を分けていた項目なんですけども、かぶってしまう部分がちょっと多いと考えまして、ここでは1つにまとめて質問させていただきます。それで3点目として、現在の有田町の農業関係予算は国や県の補助制度を活用した事業が中心となっているように見受けます。もちろん国や県の制度を活用することは重要であります。しかし繰り返しになりますが、食料危機、農業飼料の高騰、担い手不足、耕作放棄地の増加などを考えると、有田町の実情に応じた独自の農業振興策も必要ではないかと考えます。そこで農業関係予算を単なる産業の振興予算ではなくて、町民の命と暮らしを守るための食料安全保障予算と位置付けしなおし、小規模農家、兼業農家への支援、耕作放棄地対策、遊休農業や環境負荷の少ない農業への支援、新規就農者への支援などを一体的に進める町独自の農業振興策を検討する考えはないかお伺いします。

〔松尾文則議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 食料安全保障について先に述べましたが、3つの柱、国内農業生産の増大、安定的な輸入、備蓄の確保を実現することを意識した農林課の予算立ての立て方というのは必要だと感じておりますが、町の財政は農業だけにはとどまらず福祉や教育、建設といった多方面にわたります。バランスを考えた予算の立て方は必要なと思います。議員のおっしゃるような食料安全保障予算、町の財政事情からすると潤沢にあるとは言えませんが、食料安全保障の課題は国や県とも一体となって取り組むべき課題だと認識しております。それから学校給食、小規模農家への支援、耕作放棄地対策、担い手支援を一体的に進める町独自の農業振興策ですが、国、県の補助事業に乗らない農業振興事業については農山村活性化推進基金やふるさと応援基金を活用して町独自の振興策を展開しています。例えば活力ある結いの里づくり推進事業においては集落営農組織に農業用機械の補助、25%の補助をしています。ほかにも地産地消推進事業、有田の新農業プロジェクト事業、親元就農等給付金事業、有田町肉用牛産地強化支援事業など町独自の事業を展開しています。しかしながら町の財源も様々な政策に対し適切に配分し事業を遂行することが必要です。現場に近い自治体からは現状を伝え、県や国に要望を挙げ、事業を遂行するための補

助金等を獲得し町の振興につなげることが重要だと考えます。以上です。

〔3番 樋渡悟君〕すみません、通告に書いてなかったんですが、町長が所信表明で新規就農者への支援ということを掲げていらっしゃいましたので何かその点で町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕町長。

〔鷲尾町長〕私の所信表明の中で農業の振興ということでも述べました。農業の振興策にあつては、さが農業888事業というのがありまして、県の制度ですけども、その事業を町と一緒にやって取り組みたいということで様々な新規就農者や後継者の育成、またスマート農業等の導入、あと省力化生産性の向上を後押ししていきたいというふうに思っております。また、先ほど農林課長からもお話がありましたように、町独自の様々な支援制度を活用しながら農業者に寄り添った対応を図っていきたいというふうに考えています。

〔3番 樋渡悟君〕現在もいろいろ補助事業であつたりされていることは理解いたしました。ただ現状それでもやっぱり耕作放棄地が増えていつている。農業者が減っている。新規就農されたとしても実際は3割ぐらいがやっぱり途中であきらめてやめてしまっているようなことも聞きます。そういったところに、現在、中山間地補助事業であつたりとか、そういった予算が組まれていると思いますが、そこの組み換えをちょっと替えるとか、それを直接農業者の方に充てていただくとか、そういったお考えがあるかどうかもしよかったらお伺いさせてください。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕新規就農対策についてはですね、伊万里有田で新規就農者の相談を受けてそれから補助事業に繋げたりとか、町独自の支援事業に繋げたりというような対策もしておりますが、まずは就農をして独り立ちをするまで、そういうところの側面支援、伴走支援といったところも大事にはなってきますので、そういうところはこの地域、西松浦地域で一体となって取り組んでいるところなので、そこのところはしっかりやっていきたいと思っております。

〔3番 樋渡悟君〕わかりました。それでは4点目にですね、町内連携体制や町独自の基本方針を策定する考えはあるかお尋ねします。食料安全保障は農業振興、食料安全保障や農業振興は農業の担当課だけで完結する課題ではありません。産業振興、教育、福祉、健康、観光、移住定住、防災、財政など様々な分野と関係していると考えています。特にですね、農地を守ることは食料の確保だけではなくて、景観保全、防災、水源関与、地域コミュニティの維持にもつながっていると思います。岳の棚田などはですね、小学校の時にも遠足で行ったりしましたが、あそこからの

景色はまさに小学生ながらも町の誇りだと考えていたことも今思い出します。そういった意味でですね、農業政策は横断的な町政課題であると考えています。この食料安全保障と農業振興について町内で横断的に協議する連携体制を設ける考えはあるか、また有田町独自の基本方針を策定する考えはあるかお伺いいたします。

〔松尾文則議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 食料安全保障の問題は生産だけではなく、消費、経済、観光、福祉、それぞれ密接に絡んでいる問題だと思います。有田町独自の体制を改めて作るよりもそこその課題を町内で横断的に共有して解決する機会を増やし体制を整えることが現実的かなと思います。また、町独自の基本方針のことですけれども、町独自の方針を策定する考えってということについてなんですが、町では農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定することになっております。それから人と農地の問題解決においては地域の話し合い活動を通して策定した有田町地域計画があります。この策定した基本構想方針に基づいて農業振興を図ることにしております。

〔3番 樋渡悟君〕 ぜひ町長にもちょっとお伺いしたいと思います。町内の横断的な連携体制についてどう思われているのかお伺いします。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔鷲尾町長〕 今農業のことをお伺いされましたけれども、農業だけではなくていろんな分野が町の事業にはありますけれども、やはり一つの課だけではなかなか現実的に対応できないという状況がやっぱり最近多くなったなというふうに感じております。ですので、やはり様々な課が連携して事業を実施するということがやはり重要になってきておりますので、農業についてもですね、そういう考えのもと対応していきたいというふうに思います。

〔3番 樋渡悟君〕 わかりました。縦割り、よく言われていた縦割りじゃなくて、横串しを刺したって先ほど、先日ですか、おっしゃったように、横断的な連携体制で農業に対しても取り組んでいただきたいと思います。食料安全保障は国だけに頼ってはいけない問題だと思っています。有田町の農地をどう守るのか、農業どう、次の世代に繋ぐのか、町民の食と健康をどう支えるのか、高齢化して10年後、20年後はこの農業は本当に続く、有田町で続いていくのか、そういったところも危惧されるところでございます。しっかりとですね、町内体制を組んでいただいて取り組んでいただきたいと思います。次の質問に移ります。次は統合中学校建設事業におけることについて質問をさせていただきます。統合中学校の建設事業は有田町の将来にとって非常に

大きな事業でございます。子どもたちの教育環境を整えることは大切であって、必要な投資はしっかり行うべきだという考えは賛同いたします。一方で学校建設は多額の財政負担を伴います。町民の税金を使う以上、設計費、発注支援費、建設費などについて積算根拠や業務内容、効果、透明性を丁寧に確認する必要があると思います。特に今後人口減少や財政負担を考えれば多大な投資を避けながら子どもたちにとって必要十分な教育環境を整えるという視点が重要だと思います。まず設計業務委託料についてお尋ねいたします。ここではちょっと①と②の答弁を合わせてお願いしたいと思います。積算根拠と対象業務、国の基準や類似事例との比較、これについて合わせて答弁をお願いいたします。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕お答えいたします。まず積算根拠になりますけれども、対象の生徒数における文科省の基準、例えば子ども一人あたりにどの程度のフロア面積が必要なのか、体育館の広さがいいのか、こういったもの及び令和6年度の国土交通省積算基準をもとに数社に見積もりを取りまして、今年度、基本設計及び実施設計業務の委託料を予算に計上をさせていただいております。以上です。

〔3番 樋渡悟君〕次にですね、発注支援委託業務料についてお伺いします。①CM方式を採用する理由、②具体的な業務内容、③建設費抑制や品質確保への効果。こちらもまずCM方式ということについて、簡潔にわかりやすくご説明いただいたのち、①から③まで同じような回答になるかと思いますのでまとめて同じ答弁をお願いいたします。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕まずCM方式ですけれども、コンストラクションマネジメントの略でありまして、日本語に訳しますと、発注者代行業務という方式になります。この方式とは、本来、発注者が自らその責任において行うべき業務をコンストラクションマネージャーが中立性を保ちながら企画設計、発注、施工の各段階でプロジェクトの企画支援、推進体制の立案、スケジュールの管理をマネジメントするとともに設計者を含む各種専門コンサルタントの選定、設計内容や発注方式の検討、工事管理、品質管理、安全管理など各種マネジメント業務を行う方式になります。なお、このCM方式につきましては、国土交通省が策定しております活用ガイドラインこれに基づいて発注を行う予定といたしております。近年は大規模の公共事業、各自治体が行う大規模の事業につきましては、おいて各地で採用をされている方式となります。県内では私が把握している分では嬉野市、吉野ヶ里町の庁舎建設において採用されており、学校関係につきましては福岡

県等では多く採用されている方式になりますというのがCM方式の説明になります。まずCM方式を採用する理由ということで、まず現実問題といたしまして、町職員に技術者が不足していると、それから設計、積算や施工業者の選定にあたり施工の監督等を適正に行うためには必要であろうということで考えております。また、公共事業における品質確保のためには施工の監督や設計変更への対応を的確に行う必要があるので、こういった方式でやりたいということで考えております。2つ目に、具体的な業務内容になりますけども、実際CM方式を採用した場合に行う内容です。まず、サウンディング調査や他案件経験からの市場価格の把握、それから発注における仕様書等の作成支援、それから省エネ対策等における専門知見による指導、助言、業者間調整等になります。次に建設費抑制や品質確保というところですけども、確保への効果ですけども、まずコスト構成の透明化と適正価格の把握、品質管理の徹底、設計発注、施工の各段階における民間マネジメントの活用といった効果が考えられます。以上になります。

〔3番 樋渡悟君〕わかりました。次の質問に移ります。統合中学校建設事業は子どもたちの教育環境を整える大切な事業である一方、町の将来財政にも大きく関わる事業であることは先ほども申したとおりです。そのため設計業務や受注支援業務については、委託先の選定方法、業務内容、積算根拠、成果物、事業費の見通しなどを議会や町民にわかりやすく説明して透明性を確保する必要があると考えます。また、建設費だけではなくて将来の維持管理費や生徒数の見通しを含めて施設規模や機能が過大にならないよう設計段階からチェックする仕組みが必要ではないでしょうか。そこで町として設計業務委託及び発注支援業務委託の透明性をどのように担保するのか、また統合中学校建設事業において過大投資を防ぐための判断基準やチェック体制を設ける考えがあるのか伺います。（４）と（５）をですね、こちら合わせてご答弁ください。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕議員おっしゃるように、まず透明性の確保であるとか、過大投資を防ぐためといったそういったことからやはり先ほどのCM方式の採用が妥当ではないかということで考えております。

〔3番 樋渡悟君〕わかりました。統合中学校の建設事業はですね、何度も申しますが、子どもたちの未来に関わる大切な事業です。だからこそ必要なものにはしっかり投資しながらも町民に対する説明責任、透明性、将来負担への対応が欠かせません。すみません、追加の質問を忘れてました。今後の業者選定と住民説明について追加でお伺いさせてください。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕業者選定というところは発注支援のところ。発注支援の業務ですけども現時点においては、まだ未発注の段階ではございます。発注する際にはプロポーザル方式を採用を予定をいたしております。なお、住民説明等につきましては、広報等を活用して丁寧に周知をしていきたいということで考えております。以上です。

〔3番 樋渡悟君〕すみません、前後してしまいました。ちょっとまとめさせていただくとですね、統合中学校建設事業というものを説明責任と透明性を図りながら将来負担への配慮をしていってほしいと思います。九州内でもですね大型公共事業を巡る汚職事件が報道されたり、また透明性確保は町民の方はものすごく意識が向いてるんじゃないかと、共通する課題であると認識しております。教育と人づくりを大切にするからこそ、単に立派な建物を建てるのではなく、子どもたちにとって本当に必要な環境を町の財政に見合った形で整備することは重要です。設計業務委託料、発注支援業務委託料、今後の実施設計費、建設費、維持管理費について今後も議会と町民に丁寧に説明していただくことを求めて、今日の私の初めての一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔松尾文則議長〕3番議員 樋渡悟君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会 15 : 11】